

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金		
郵便番号	101-0041		
都道府県	東京都		
市区町村	千代田区神田須田町		
番地等	2-2-5 Cocoro kanda Bldg.3F		
電話番号	03-5298-6644		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://www.eco-future.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2000/03/04		
法人格取得年月日	2000/07/25		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	フルセ シゲノリ
	氏名	古瀬 繁範
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	10
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	8名は直雇用職員、2名は派遣契約職員

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	13
団体会員 [団体数]	13
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	725
ボランティア人数(前年度実績) [人]	725
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-		
決済責任者 氏名/勤務形態			
通帳管理者 氏名/勤務形態			
経理担当者 氏名/勤務形態			

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	74
申請前年度の助成総額 [円]	3,068,770,000
助成した事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林を守り育てる生業創出支援事業 ・多摩川の美しい未来づくり事業 ・原子力産業基盤強化事業 ・原子力安全性向上技術開発事業 ・革新的技術開発支援事業

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人 持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推		
郵便番号	105-0003		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	西新橋1-4-12 新第一ビル 5 F		
電話番号	03-6550-8141		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://zibatsu.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/zibatsu.jp	
		https://twitter.com/zibatsu_jp	
		https://www.youtube.com/channel/UCgVRISJeNusnxbYad3vfajg	
設立年月日	2014/05/09		
法人格取得年月日	2014/05/09		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ナカジマ ケンゾウ
	氏名	中嶋 健造
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウエガキ ヨシヒロ
	氏名	上垣 喜寛
	役職	事務局長

(3) 役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	5
有給 [人]	5
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	事務局員（常勤職員）に加え、政策提言、広報事業には専門性のある外部スタッフ(業務委託)を加えて体制を構築している。

(5)会員

団体会員数 [団体数]	3
団体正会員 [団体数]	3
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	2,158
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	66
個人その他会員 [人]	2,092

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none">・日本財団（2019年度：4,115万円、2020年度：4,330万円）・パタゴニア環境助成（2021年度：205万円、2022年度：503万円、2023年度：525万円）・地球環境基金（2023年度：480万円）

役員名簿

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

〔各欄の入力方法と注意点〕

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必 任

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	check!	ジャンピア 太郎	ジャンピア 太郎	S	64	1	8	M	一般財団法人 日本民間公益活動連携機構	理事長	000-0000	神奈川県横浜市	法人〇〇代表
2	OK	ジャンピア アイ	J a n p i a 愛子	H	31	4	30	F	一般財団法人 日本民間公益活動連携機構	理事	000-0000	東京都千代田区	法人〇〇代表
3	OK	ジョエイジ 次郎	助成 次郎	S	62	7	18	M	一般財団法人 日本民間公益活動連携機構	監事	000-0000	千葉県	会社▽▲取締役
4	OK	タカハシ ヒロキ	高橋 広明						特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	会長			
5	OK	フルセ シゲル	古瀬 繁範						特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	理事長			
6	OK	ノケ キミオ	野倉 皇男						特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	理事			
7	OK	ササキ ヤスオ	佐々木 靖夫						特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	理事			
8	OK	ハヤフネ ヨシヒロ	早船 嘉博						特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	理事			
9	OK	イトウ ケイスケ	伊藤 敬介						特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	監事			

役員名簿

●記載例（書写1～3）は印刷のうえ書写より入力してください。

●名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF策に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は再提出を求める場合があります。

〔各欄の入力方法と注意点〕

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必 任

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ナカジ マケゾウ	中嶋 健造						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	代表理事			
2	OK	ハシタ ミツジ	橋本 光治						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	理事			
3	OK	シノミヤ シゲル	四宮 成晴						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	理事			
4	OK	カヤマ ヒロキ	笠松 浩樹						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	理事			
5	OK	ウエガキ ヨシロ	上垣 喜寛						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	理事			
6	OK	タナベ トシロ	田口 壽洋						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	理事			
7	OK	イトウ ノブキ	伊藤 典明						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	理事			
8	OK	タカキ ワタル	高月 渉						法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐	監査			

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域山林の未来を担う林業者サポート事業
団体名:	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第25条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第26条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第25,26条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第26条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第24条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第29条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第31条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第30条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第34条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第35条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第35条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第35条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第33条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第37条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第38条
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	別紙
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局運営規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局運営規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局運営規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	第2、3、5章
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	第6～8条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7～8条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10～13条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第17～20条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第5章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第6章

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域山林の未来を担う林業者サポート事業
団体名:	特定非営利活動法人 自伐型林業推進協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	(総会の開催)第 21 条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	(総会の招集)第 22 条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	(総会の招集)第 22 条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	(総会の招集)第 22 条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	(総会の議決)第 25 条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	(総会の議決)第 25 条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	(総会の議事録)第 27 条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	(総会での表決権等)第 26 条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	(選任等)第 13 条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	(選任等)第 13 条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	(理事会の開催)第 30 条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	(理事会の招集)第 31 条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	(理事会の開催)第 30 条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	(理事会の招集)第 31 条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	(理事会の議決)第 33 条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	(理事会の議決)第 33 条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	(理事会の議事録)第 35 条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	(理事会の表決権等)第 34 条
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	(職務)第 14 条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	(職務)第 14 条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規程	(別表1)「常勤役員報酬表」
(2)報酬の支払い方法	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬並びに費用に関する規程	(報酬の支給)第 6 条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	(基本的人権の尊重)第2条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	(法令等の遵守)第3条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	(私的利益追求の禁止)第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	(利益相反等の防止及び開示)第5条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	(特別の利益を与える行為の禁止)第6条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	(法令等の遵守)第3条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	(情報開示及び説明責任)第7条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	(個人情報の保護)第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	休眠預金等活用法に基づく事業における利益相反防止規程	(禁止事項)第4条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金等活用法に基づく事業における利益相反防止規程	(禁止事項)第4条
(2) 自己申告 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金等活用法に基づく事業における利益相反防止規程	(自己申告)第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	(コンプライアンス体制)第4条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	(コンプライアンス推進委員会の構成)第6条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	(不正発生時の対応)第9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	(相談窓口及び通報窓口)第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	(通報者等の保護)第22条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	(事務局)第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	(職員等)第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	(職員の職務)第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	(事務の決裁)第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則規程	第5章 賃金
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則規程	第5章 賃金
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	(決裁手続き)第5条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	(保存の方法)第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	(文書の保存期間)第8条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	(別表1)
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	(具体的リスク発生時の対応)第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	(緊急事態の範囲)第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	(緊急事態の発生時における対応の基本方針)第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	(対策室の実施事項)第19条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	(会計の区分)第4条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	(会計の原則)第8条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	(出納責任者)第15条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	別表 使用する勘定科目の一覧(会計帳簿)第10条

(5) 金銭の出納保管
(6) 収支予算
(7) 決算

公券申請時に提出	経理規程	(金銭の管理等)第 18 条
公券申請時に提出	経理規程	第 7 章 予算
公券申請時に提出	経理規程	第 8 章 決算

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田須田町2丁目2番5号に置く。
必要に応じ支部を置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 人間と自然との共生、持続可能な社会を形成するために、環境保全に係る実践活動や啓発活動、援助活動を通じて地域環境や地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を積極的に行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 国内外の緑化事業
- (2) ナショナルトラスト事業
- (3) 資源リサイクルとエコマテリアルの普及啓発事業
- (4) 農業副産物の有効利用に関する事業
- (5) 木材の生産、流通に関する事業
- (6) 途上国への技術協力、開発援助の事業
- (7) 国際親善、国際交流の事業
- (8) 村おこしや地域おこしの事業
- (9) 地域緑化とスポーツ振興の事業

- (10) 安全な食品の普及事業
 - (11) 非営利団体の運営、活動に関する支援事業
 - (12) 再生可能エネルギーに関する事業
 - (13) 省資源、省エネルギーに関する事業
 - (14) 地球温暖化防止に関する事業
 - (15) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う
- (1) エコロジーツアーの企画・運営
 - (2) 企業、法人等環境事業の企画・運営
 - (3) 事業に必要な資料の編集及び刊行
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助してくれる個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員はこの法人に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 三人以上七人以下

(2) 監 事 一人以上三人以下

2 理事のうち、一人を理事長とし、会長、専務理事、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 監事以外の役員は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の三の一を超えて含まれることにはならない。

4 他の同一の団体の理事または重要な使用人である者、及びこれに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの数分の三の一を超えないものとする。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、

理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。会長は、指導的立場でこの法人を支え、広く国内外に当法人の活動を広報する。常務理事は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づいて、この法人の業務を分担処理する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧 問)

第21条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第五章 総 会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(召 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の三分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の表決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき

(召集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続

によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 運営組織

(委員会部会等)

第40条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

- 2 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第八章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の二種とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の二種とする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第49条 予算超過又は予算外の費用にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

る書類と共に、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第九章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分之三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業が達成不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分之三以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の四分之三以上の議決を経て選定する。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分之三以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第十章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告とする。

第十一章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高橋 広明
専務理事	平田 通文
理事	古瀬 繁範
監事	佐々木 靖夫
- 3 この法人における設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	1口5千円で2口以上
	賛助会員	1口5千円で1口以上

特定非営利活動法人 持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会 定款

作成日：2013年11月10日

改訂日：2016年6月18日

改訂日：2017年6月11日

改訂日：2017年9月1日

改定日：2018年6月11日

改定日：2020年6月21日

改定日：2021年6月19日

目次

第1章 総 則.....	2
第2章 会 員.....	3
第3章 役 員.....	4
第4章 会 議.....	5
第5章 事務局及び諮問委員会	9
第6章 資産及び会計.....	9
第7章 定款の変更、解散及び合併.....	10
第8章 公告の方法	12
附 則.....	13

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会という。略称を自伐型林業推進協会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区西新橋 1-4-12 新第一ビル 5F に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業を推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 科学技術の振興を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 自伐型林業の担い手育成のための研修事業
- (2) 自伐型林業推進のためのネットワーク創出事業
- (3) 自伐型林業展開に関するコンサルティング事業
- (4) 自伐型林業に関する自主調査研究および技術開発事業

(5) 自伐型林業の普及啓発事業

(6) 自伐型林業に関する政策提言事業

(7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) この法人に関する物品の販売事業

(2) ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、正会員とサポーター会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。ただし、人格なき社団が正会員となるときには、その団体名をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの

(2) サポーター会員 この法人の目的に賛同して登録した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を、書面又は電磁的方法をもって、代表理事に提出するものとする。

3 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。

4 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、理由を付した書面又は電磁的方法をもって、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会の議決を経て別に定める、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、別に定める退会届を、書面又は電磁的方法をもって、代表理事に提出することで任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て退会したとみなすことができる。

(1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

- (2) 会員である団体が解散ないし破産宣告を受けたとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に事前弁明の機会を与えたうえで、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。代表理事が必要とするときには、理事会の議決を経て最大2人の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事は、理事会において互選とし、副代表理事は代表理事が定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4の2 他の同一の団体の理事である者及びその他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数は、役員の総数の3分の1を越えてはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。

4 代表理事は、理事としての任期満了の場合においても、理事として再任されたときまたは第15条第3項により理事としての任にあるものとされるときは、後任の代表理事が就任するまで、なおその任にあるものとする。副代表理事の場合も同様とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総人数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会で定める。

第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第 21 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の動議については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 26 条 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず 1 会員 1 票とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決の結果

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求が代表理事にあったとき。

(3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(4) 年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の動議については、理事会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び電磁的方法にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決の結果

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 事務局及び諮問委員会

(事務局設置及び職員の任免)

第36条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長1名及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。
- 4 事務局長の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局の組織及び運営)

第37条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(諮問委員の任免)

第38条 この法人は、諮問委員を置くことができる。

- 2 諮問委員は、理事会の議決を経て、代表理事が任命し、この法人の事業及び運営について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 諮問委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 諮問委員は、原則として無報酬とする。ただし、必要な経費の補填については妨げない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て別に定める。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後遅滞なく代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、前事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとする

るときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）した時は、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人又は公益社団法人又は公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、理事会において出席した理事の過半数をもって決する。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	中嶋 健造
副代表理事	鶴見 武道
副代表理事	家中 茂
理 事	笠松 浩樹
理 事	橋本 光治
理 事	松村 和則
理 事	甲斐 良治
理 事	西岡 千史
理 事	上垣 喜寛
理 事	四宮 成晴
監 事	河村 浩靖

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金

正会員（個人・団体）	なし
サポーター会員（個人・団体）	なし

(2)年会費

正会員（個人）	10,000 円
正会員（団体）	100,000 円
サポーター会員（個人・団体）	なし

以上

履歴事項全部証明書

東京都千代田区神田須田町二丁目2番5号
 特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

会社法人等番号	0100-05-007767	
名称	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金	
主たる事務所	東京都千代田区神田須田町一丁目5番	
	東京都千代田区神田須田町二丁目2番5号	平成22年11月 1日移転 ----- 平成22年11月19日登記
法人成立の年月日	平成12年7月25日	
目的等	<p>目的及び業務 人間と自然との共生、持続可能な社会を形成するために、環境保全に係る実践活動や啓発活動、援助活動を通じて地域環境や地球環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を積極的に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境の保全を図る活動 (2) 国際協力の活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (6) 以上の活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国内外の緑化事業 (2) ナショナルトラスト事業 (3) 資源リサイクルとエコマテリアルの普及啓発事業 (4) 農業副産物の有効利用に関する事業 (5) 木材の生産、流通に関する事業 (6) 途上国への技術協力、開発援助の事業 (7) 国際親善、国際交流の事業 (8) 村おこしや地域おこしの事業 (9) 地域緑化とスポーツ振興の事業 (10) 安全な食品の普及事業 (11) 非営利団体の運営、活動に関する支援事業 (12) 再生可能エネルギーに関する事業 (13) 省資源、省エネルギーに関する事業 (14) 地球温暖化防止に関する事業 (15) その他目的を達成するために必要な事業 <p>この法人は、次のその他の事業を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) エコロジーツアーの企画・運営 (2) 企業、法人等環境事業の企画・運営 	

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

令和3年度事業報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

◆事業の成果

本年度実施した事業は下記の通りである。

(1) 国内森林保全事業

- ・ 岩手 西和賀町での植樹地メンテナンス事業 P2
- ・ 千葉 君津市での植樹地メンテナンス事業 P3
- ・ 静岡 川根本町での森林整備事業 P4
- ・ 奈良 吉野町での植樹地メンテナンス事業 P5
- ・ 広島 竹原市での植樹地メンテナンス事業 P6
- ・ 新規案件への対応等調査事業 P7
- ・ 千葉 君津市での自然体験活動拠点の基盤整備事業 P8
- ・ 間伐材利用促進事業(結糸プロジェクト) P9

(2) 海外環境保護事業

- ・ ブラジルでの水源涵養林作り支援事業 P10

(3) 環境助成金プログラム支援事業

- ・ 環境NGOの組織基盤強化助成の総括事業 P11
- ・ 失業者を救う自伐型林業参入支援事業(休眠預金等活用事業) P13
- ・ 地域の森林を守り育てる生業創出支援事業(休眠預金等活用事業) P14
- ・ 廃炉・汚染水対策事業(経済産業省 資源エネルギー庁) P15
- ・ 原子力産業基盤強化事業費補助金(経済産業省 資源エネルギー庁) P16
- ・ 原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金(経済産業省 資源エネルギー庁) P16
- ・ 社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業補助金(経済産業省 資源エネルギー庁) P16

◆2021年度 ご寄付ご協賛企業・団体一覧 P17

1) 国内森林保全事業

【岩手 西和賀町での植樹地メンテナンス事業】

8月7日（土）、岩手県和賀郡西和賀町において、地元の「西和賀森づくり隊」を中心に植樹地の下草刈りを行った。

当地はザ・パルクフォレスト活動1号地として、2001年6月に開始した場所、コナラ300本、ブナ250本、ケヤキ50本を植えた。2021年はちょうど植林20年になる。植樹場所は表土を削った粘土質の荒地だったため生育を心配したが、コナラは順調に生長、ブナとケヤキは緩やかな生長を遂げている。ここは積雪2mを超える豪雪地帯、雪の重みで幹や枝が大半折れてしまう。ここまでになったのは1本1本柱に固定して支えてきた成果である。今後の活動は、枝打ちや間伐（間引き）を中心に行う予定である。



植林 2001 年 6 月



2011 年 7 月 植林 10 年目



2021 年 8 月 植林 20 年目



看板廻りの草を刈って終了した

【千葉 君津市での植樹地メンテナンス事業】

本年度は「豊果(ゆたか)の森」で活動を実施した。豊果の森には、2009年2月と2011年3月の二度にわたって、果樹を中心に200本植えた。ここは林道建設時の残土を埋めたところで、とてもゆたかとは言いがたい堅い粘土質土壌であるが、いずれは果樹が豊に実る森になるようにと名付けた。

下草(茅)を刈るのがこれまでの主な活動だったが、本年度初めて梅を収穫した。6月初旬に青梅を5kg、終盤には黄梅を10kgほど収穫、青梅は梅酒とジュースに、黄梅は梅干しとジャムを作った。梅については今後毎年収穫が期待できそうなので、伸び放題になっている枝を剪定して収穫しやすい樹形に変え始めた。これは、1月28日、2月5日、2月16日の3日間実施した。

柿は10年経っても丈が2-3mにしかならず、まだ実がついたことがないので、初めてバーク堆肥を施肥、3月20日と21日行った。堅い粘土質土壌で鍬もスコップも刃が立たずツルハシを使った。道は遠いが続けたいと思う。



【静岡 川根本町での森林整備事業】

◆ 大井川の水源涵養能の向上を目指した森林整備活動

本事業は、2019 年度より中外製薬㈱の協賛を得て、大井川の水源涵養能と強い保土力の向上を目的に、地元 NPO かわね来風と共催で取り組んでいる森づくり活動である。初年度は間伐体験イベント「川根 GREEN PARTY(間伐編)」を実施したが(中外製薬㈱の藤枝工場社員と家族 29 名が参加)、昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響のため、今年度も参加者を多く集める活動は中止としている。

しかし、大井川流域の川根本町内でなんらかの活動を支援したいという同社の熱い希望により、地元 NPO かわね来風への業務委託という形で、川根本町 1 号植樹地(上長尾/2013 年 3 月植栽)と 2 号植樹地(田野口/2014 年 3 月植栽)の下草刈りおよび灌木の除去活動を実施した。ところどころで枯死してしまっている苗木もあるが、全体的には概ね順調に生育している。中外製薬㈱からは引き続きご協賛いただけるとのことで、補植を含めて丁寧な育林に努めていきたい。

なお、川根本町 3 号植樹地(尾呂久保/2015 年 4 月植栽)は、鹿の食害により苗木がほぼ全滅してしまっていた。コロナ禍が無事に明けたら(2023 年 3 月が理想)、中外製薬㈱の工場社員と家族が参加できる再植栽イベントを開催したい。



◆ 木エワークショップ「木にふれて森の声を聞こう！ 間伐材でつくるオーナメント&バードコール」

間伐体験イベントが開催できなかった代わりに開催する、川根本町の間伐材を利用した木エワークショップ「木にふれて森の声を聞こう！ 間伐材でつくるオーナメント&バードコール」に協力した。

◇ 日 時： 2021 年 12 月 19 日(日) (1)10:00-11:30 (2)14:00-15:30

◇ 場 所： 3331 Arts Chiyoda (千代田区外神田)

◇ 主 催： アーツ千代田 3331 ◇ 協 賛： 中外製薬㈱ ◇ 協力： NPO 法人地球と未来の環境基金



【奈良 吉野町での植樹地メンテナンス事業】

◆ 世界(文化)遺産吉野の山の森林保全事業(PAL 植樹地メンテナンス)

2010 年 11 月より、株式会社パル、町内の山林所有者北岡本店、吉野中央森林組合、ザ・パック株式会社と 5 者協定「世界(文化)遺産吉野の山の森林保全と育成を目的とした「PAL/フォレスト植林」」を結び、生物多様性の森への保護と育成を目指して、緑の保全活動と植林事業を展開している。

例年、(株)パルとザ・パック(株)より計 30 数名程度の社員ボランティア参加のもと、植栽地のメンテナンス(下草刈り、枯れた苗木の植え替え、鹿の食害防除ネット(サブリガード)の補修など)に取り組んでいるが、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大に配慮して、ボランティアを受け入れて実施する奈良県吉野町の活動(間伐体験イベント「元気森・MORI in 吉野山」を含む)は見送りとした。植栽地のメンテナンス作業は、地元パートナーである吉野中央森林組合に委託して実施した。吉野中央森林組合のメンテナンス作業が終わった後に、EFF2 名(古瀬・美濃部)が本植樹地の状況を視察した。

- 地元森林組合にて実施している植樹地の保全作業について
 実施日： 2021 年 8 月、10 月
 作業内容： 植樹地全体および苗木周辺の下草刈り、倒れた苗木のメンテナンス
- 植樹地の視察について
 実施日： 2021 年 11 月 2 日(火)
 視察者： 古瀬繁範(理事長)、美濃部真光(理事)
 植樹地の状況： 道路上方サイトの一部(斜面右手)、下方サイトの一部(最下部)の日当たりが悪く、生育不良の苗木が散見される。今後、補植が必要になると考える。

(参考) 植樹地について

場所： 奈良県吉野町千股(平成 23~26 年の間に広葉樹植栽施業の森林)

植栽実施年度と樹種 & 本数：

- 2011 年(H23)… アンズ/20、スモモ/20、ヤマモモ/20、カリン/20、クワ/10、ナツグミ/10
- 2012 年(H24)… ヤマモモ/30、アンズ/30、イロハモミジ/20、ソメイヨシノ/20、ソメイヨシノ/1
- 2013 年(H25)… アンズ/30、ヤマボウシ/30、ヤマザクラ/20、イロハカエデ/20
- 2014 年(H26)… サンシュ/15、ソメイヨシノ/15、ヤマボウシ/10



道路上方サイト



道路下方サイト

【広島 竹原市での植樹地メンテナンス事業】

竹原市でのフォレスト活動は、今年度も新型コロナウイルス感染拡大が収まらず、広島県下にもまん延防止等重点措置が発令されていたこともあり、一般ボランティアおよびザ・パック社員ボランティアその他協賛企業社員の参加によるイベントは全て中止となった。

2020年3月に「平成30年7月豪雨」によって土砂が流出、斜面の崩落などが発生した竹原市高崎町のバンブージョイハイランド公園付近の山林で実施した植樹地(注)約0.1haでの下刈りは苗木保育のため必要なため、尾三地方森林組合に委託し、実施した。また、過去に植樹した場所の下刈りについては、今年度は一旦見送り、来年度以降苗木の生育状況を見ながら再開する予定である。

(注)2020年2月27日に政府から大規模イベントの自粛要請が出されたことから一般ボランティア参加での植樹イベントは中止とし、植樹場所の地拵えや苗木の調達は既に終わっていたことから、苗木は尾三地方森林組合に委託して植え付けを行なった。



(写真)「平成30年7月豪雨」の被害地で植えた苗木。森林組合に委託し、下刈り実施後の様子。

苗木はまだ植えた時とあまり変わらず小さいが、しっかり根付いている。

【新規案件への対応等調査事業】

新型コロナウイルスの感染拡大で多くの活動が停滞する中、今年度はザ・パックスフォレスト活動で新しい取り組みの芽も出て来た。同社クライアントの「パーリーゲイツ」ブランドを展開する株TSI ホールディング(<https://www.tsi-holdings.com/brand/PG/>)の社員や将来的にはお客様も参加する取り組みとして、植樹活動を行いたいとの希望が寄せられ、植樹ができる場所のリサーチ、折衝などを行った。

植樹活動を行う場所として、ゴルフ場が多く点在する栃木県と千葉県が候補として挙げられ、Web サイトで各県の公的機関が実施する企業の森などの情報を収集し、ザ・パックス及び TSI ホールディングと協議、一定地域を絞り込んだ上で、当該地域の関係機関に打診、現地調査に出向いた。実際に現地調査に出向いた地域と現場概要は以下の通りである。

■ 栃木県鹿沼市

地 籍： 市有地 ※所有者および管理者： 鹿沼市
面 積： 15.74ha
概 況： スギ、ヒノキの高中木中心として、広葉樹も混じる。

■ 栃木県烏山市

地 籍： 市有地 ※所有者および管理者： 那須烏山市
面 積： 複数場所あり(No.19…1.13ha、No.20…0.99ha、No.21…2.11ha)
概 況： 道路整備計画がとん挫した遊休地で元は農地で雑草が繁茂している。

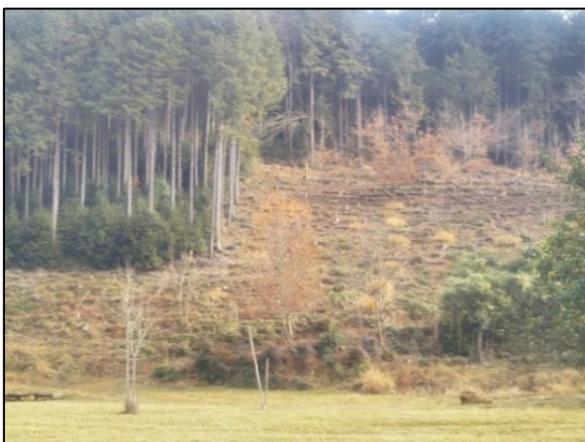
■ 千葉県富津市

地 籍： 県有地 ※所有者および管理者： 千葉県
面 積： 数区画あり(A:1.30ha、B:1.60ha、C:1.30ha、E:1.00ha、F:0.60ha、G:0.40ha)
概 況： 松くい虫被害で枯れた海岸林で、灌木が繁茂している。

■ 埼玉県日高市

地 籍： 私有地 ※所有者および管理者は隣接地に居住
面 積： 約 0.12ha
概 況： 樹種転換による広葉樹植樹済。獣害等で一部補植が必要な状況。

協議の結果、埼玉県日高市での実施に向けて、関係者の現場視察など予定していたが、2022 年 1 月に入り新型コロナウイルス感染拡大によるまん延防止等重点措置が発令されたため、今年 3 月の実施は延期となった。



写真は埼玉県日高市の候補地。左写真手前の整備された芝生も地主の土地。右写真上方のクヌギはよく成長しているが、下方はほぼ枯れ苗木がなくなっている。

【千葉 君津市での自然体験活動拠点の基盤整備事業】

自然体験、特に農体験できる場作りとして、初年度はほぼ基盤整備を目標に実施した。

600㎡の竹林をまずは人力で竹を伐採して片付け、それから重機を使い竹根を掘り片付けた。5月からサトイモ、大豆、キュウリなどの夏野菜を植え付けた。結果、一部の夏野菜を除いて出来は悪かった。サトイモは植え付けが遅かったこともあるが途中イノシシに掘られたことも影響した。が、最大の原因は陽当たりの悪さかと思われる。特に秋冬ものには大きく影響した。夏以降に植えた白菜、カブ、ほうれん草、人参は生育不良。南側に樹齢50年以上の杉の大木がずらりと並び、太陽軌道の低くなる秋以降はほとんど陽がささず、冬場は霜柱が凍ったまま溶けない有様である。現在、次第に陽が高く暖かくなったことで秋から冬に植えた、タマネギ、ニンニク、ソラマメ、インゲンの収穫を心待ちしているところである。

作業には定期的に助っ人が参加し、一年通じて賑やかに活動できた。その助っ人を中心にイベントを実施した。沢庵や切干し大根づくり(1月)、竹炭焼き(3月)を行う。味噌づくり(3月)は参加者9人で34kgの出来だった。また、1年間地元の人たちとの交流を通じて、新しい畑(耕作放棄中の450㎡)を貸していただくことになり、2年目圃場の条件は格段に良くなることとなったのでさらなる飛躍を遂げたい。



竹伐採の跡、竹の切り株が点在している



竹の切り株の脇で最初に植えたサトイモ、大豆、夏野菜



沢庵用に大根を干す、青い籠は切干し大根



竹炭焼き、穴を掘って伏せ焼き

【間伐材利用促進事業（結糸プロジェクト）】

奈良県吉野町の間伐材を原料で製造した「結糸」(YOUITO)は、既存の販売先等へ在庫商品を販売して行くことに限定して対応した。

ブックカバー、ペンケース、ご祝儀袋の3商品については、フェアトレード商品やオーガニック食品など扱う通販サイト SoooooS(運営会社: <https://soooooos.com/>)のみで販売を継続した。

この他、オーガニックコットンの帽子を企画、製造している株式会社キャナルから製品開発の打診を受け、生地を販売、2022年3月に3商品(写真)がリリースされた。キャナルへ納品した生地をもって生成りの生地在庫は完売した。

期末時点での棚卸商品額は以下の通りとなっている。

- 商品： 501,087 円
- 生地： 109,539 円 計 610,626 円

引き続き在庫の現金化に努めて行く。



(キャップ)



(セーラーハット)



(ブレードハット、2色展開)



キャナルとの上記コラボ商品は以下の Web サイトでオンライン販売されている。

<https://www.canal-sign.jp/>

（2）海外環境保護事業

【ブラジルでの水源涵養林づくり支援事業】

ブラジルにおいても 2021 年は引き続き新型コロナウイルス感染拡大の深刻な状況が続く中、カウンターパート NGO「アマゾン森林友の協会 (ASFLORA)」では、事務所を置いている JK 農工専門学校が対面での授業を再開したことに伴い、学校と連携した活動を活発に展開している様子であり、折々ニュースレターなどで報告をいただいている。

昨年度 2020 年 12 月、国土緑化推進機構（緑の募金）の助成等で植樹したサンタバルバラ郡のエスペジト・リベイロ入植地の水源涵養林の植樹地では、植樹後不足している有機質を投入したり、下刈りを実施したりするなど、ASFLORA スタッフの尽力で保全活動を行っていただいた。

この他、新たに植樹地を拡大するため、(公財)日中友好会館が運営する「日中植林・植樹国際連携事業」の助成事業(注)へ応募することを ASFLORA の佐藤代表と検討、ブラジル側で事業計画を策定、諸々準備をいただいたが、準備が間に合わず今年度の申請は見送った。次年度に向けて再度準備を進める。

(注) 同事業では、助成対象を「中国並びに第三国における地球環境問題の解決に向けた植林事業及びこれに付帯する事業」としており、2021 年度の助成事業として交付決定された 14 案件の半数は中国、半数はそれ以外の国での植樹事業。



(写真左)2020 年 12 月から 2021 年 2 月にかけて植樹した場所の最近の様子。1 年余り経過して、既に看板の高さを超えている。



(写真右)2021 年 2 月植樹作業後の ASFLORA メンバーとボランティア。右の写真と比較すると1年の成長量を実感。



(写真左)植樹地の内部。地域の固有種であるインガ、アサイ、タタジューバなどが育っている。



(写真右)エスペジト・リベイロ入植地にあるため池。水源涵養林の育成はこうした水源の維持に不可欠。

(3) 環境助成金プログラム支援事業

【環境NGOの組織基盤強化助成の総括事業】

前年度までパナソニック(株)との協働で実施して来た NPO/NGO の組織基盤強化を支援する助成プログラム『Panasonic NPOサポート ファンド』は、全ての業務を終え、契約も満了となったことから、書類やデータの整理、引き渡し、廃棄など行った。また、これまでの助成事業の総括的な取り組みとして、今年度はパナソニック組織基盤強化助成 20 周年を記念して同社が主催するシンポジウム・ウィーク「NPO/NGO の組織基盤強化を考える 4 日間 ～社会変革を生み出せる組織へ～」の共催団体として、企画の検討段階から当日の実施運営に参画した。

EFF が Panasonic NPO サポートファンド(環境分野)の協働事務局を務めた 2002～2020 年の約 20 年間で、のべ 150 団体の NPO/NGO の組織基盤強化事業を支援してきており、助成総額は 2 億 3000 万円超に上る。この度のシンポジウム・ウィークの環境分野セッションには、その中でも特に高い成果を収め、以降も強化した組織基盤をもとに大きな成長を遂げられている 3 団体からそれぞれのキーパーソン 3 名と深尾昌峰氏(龍谷大学政策学部教授、(株)PLUS SOCIAL 代表)を招聘して、「持続可能な組織運営を目指した NPO/NGO の次世代への承継と事業開発 ～社会の一員として必要とされる団体へ～」というテーマで話を深める時間を設けた。セッションには、企業の社会貢献担当者や中間支援組織スタッフなど、NPO/NGO は環境を問わず様々な分野から、計 183 名の申込みがあり、EFF が関わる本助成プログラム最後の取り組みとして大変盛況に締め括ることができた。

【シンポジウム・ウィーク概要】

＜期間＞ 2021 年 7 月 12 日(月)～15 日(木) 4 日間連日開催

＜対象＞ NPO/NGO、中間支援組織、助成財団、企業の社会貢献担当、行政等

＜費用＞ 無料

＜主催＞ パナソニック株式会社

＜共催＞ NPO 法人市民社会創造ファンド、NPO 法人地球と未来の環境基金、認定 NPO 法人国際協力 NGO センター、認定 NPO 法人サービスグラント、認定 NPO 法人日本 NPO センター、(公財)パブリックリソース財団

【環境分野セッション概要】

＜日時＞ 2021 年 7 月 14 日(水) 13:00～15:30

＜タイトル＞ 「持続可能な組織運営を目指した NPO/NGO の次世代への承継と事業開発
～社会の一員として必要とされる団体へ～」

＜趣旨＞ 環境分野助成の 20 年にわたる組織基盤強化の取り組みの中で、多くの NPO/NGO を悩ませてきた「承継」と「開発」に焦点を当て、学びを深めます。基調講演では、非営利組織のマネジメントを中心に研究されている龍谷大学政策学部教授の深尾昌峰氏から、組織課題解決の支援や政策形成のご経験をもとに、NPO/NGO への社会からの期待、組織基盤強化の重要性、事業承継やソーシャルな事業開発のポイントについてお話しいただきます。事例報告では、助成先 3 団体から、助成事業の内容と成果、そして助成終了から数年が経った今、団体にどのような変化をもたらしたのかを発表いただきます。パネルセッションでは、特に「事業承継」上の課題をどう乗り越えたのか、また、「事業開発」が持続可能な組織の成長・発展にどう貢献したのかについて深めていきます。

<プログラム>

1. 開会とあいさつ
2. Panasonic NPO サポートファンド 20 年の振り返り
3. 基調講演「持続可能な組織運営を目指した NPO/NGO の次世代への承継と事業開発」
・深尾昌峰 氏（龍谷大学政策学部教授、株式会社 PLUS SOCIAL 代表取締役）
4. 助成先団体によるプレゼンテーション
・村上健太郎 氏（NPO 砂浜美術館 理事長）
・小倉加代子 氏（自然再生センター 副理事長）
・中島佳織 氏（フェアトレード・ラベル・ジャパン シニアディレクター）
5. 上記登壇者 4 名によるパネルセッション&質疑応答
6. 閉会のあいさつ

上記の他、近畿エリアで環境団体の中間支援活動を展開している NPO 法人近畿環境市民活動相互支援センター(エコネット近畿)から Panasonic NPO/NGO サポートファンドの取り組みについてセミナー・講演形式で話を聞かせて欲しいとの打診があり、これに対応した。具体的には「助成サミット 2021」と題して、主な参加者は環境活動や団体に対する助成事業を行う財団等の担当で、計 2 回のセミナーが開催され、その第 2 回(注)でパナソニック(株)の助成事業の責任者であった東郷琴子様と一緒に登壇し、約 20 年の組織基盤強化助成について制度の企画開発の経緯、運営上の工夫などを説明した。

参加者が日頃助成プログラムを運営している財団等の事務局長クラスの方やスタッフでいわば助成のプロの方々であり、その方々が組織基盤強化というテーマでの助成プログラムに高い関心を持っていただいたことは率直に有難かった。20年前にスタートした当時は組織基盤強化をテーマとして助成プログラム自体皆無で、色々苦心しながらパナソニック(株)とまさに文字通り「協働」しながらプログラムを開発、運営して来た。結果として団体の成長にも資する得難い経験と実績に繋がったことは、その後当団体が国の補助金管理や休眠預金事業を担っていることから明らかであろう。

注) 第 1 回(8/24)開催は環境 NPO の運営者(理事長等)が登壇、活動の現場が抱える課題、悩み、助成財団へ希望する事柄などについて意見交換がされている。

【助成サミット 2021 第 2 回概要】

<日時> 2021 年 11 月 18 日(木) 14:00~16:00

<開催形式> オンライン

<主催> NPO 法人近畿環境市民活動相互支援センター(エコネット近畿)、NPO 法人北海道市民環境ネットワーク(きたネット)、NPO 法人地域の未来・志援センター

<タイトル> 「パナソニック NPO/NGO サポートファンド for SDGs から学ぶ、環境市民団体に必要な支援とは」

<プログラム>

1. 開会挨拶
2. 話題提供「NPO/NGO の持続的な発展を応援する組織基盤強化」
Panasonic NPO/NGOs ポートファンド for SDGs
・ 東郷琴子氏(パナソニック(株)オペレーションエクセレンス社 企業市民活動推進部 主幹)
・ 古瀬繁範氏(NPO 法人地球と未来の環境基金 理事長)
3. 質疑応答、グループディスカッション

【失業者を救う自伐型林業参入支援事業(休眠預金等活用事業/コロナ枠)】

2020 年度より休眠預金等活用事業(新型コロナウイルス対応緊急支援)の資金分配団体に選定され、(特非)自伐型林業推進協会とコンソーシアムを組み、中山間地で自伐型林業を実践する民間公益団体を対象にした助成事業「失業者を救う自伐型林業参入支援」に取り組んでいる。新型コロナウイルスの感染拡大で失業や生活困窮に遭い、新たな仕事として林業就業を希望する人を対象に、経済的・環境的に持続可能で災害に強い森づくり・森林経営手法として注目を浴びている「自伐型林業」の技術研修・経営指導や、地域の持続的な林業を継続するための森林資源活用システムの構築を支援する助成プログラムで、概要は以下の通りである。

＜助成事業の概要＞

【対象団体】 自伐型林業を実践する民間公益活動を行う団体(複数団体によるコンソーシアム可)

【助成期間】 1 年間(2020～2021 年度)※全ての実行団体の事業終了は 2021 年 12 月 14 日

【助成額】 1 実行団体当たりの助成上限額は 1,000 万円/年

本事業の後期に当たる 2021 年度は、各実行団体の助成期間半期を迎えるタイミングで 2 回目の助成金を振込み、またこれまでと同様に引き続き各団体から適宜進捗報告を受け、円滑に助成事業が進行するようにコンソーシアムを組んでいる自伐型林業推進協会と連携して適切なアドバイスを提供したり、事業計画変更の要望に対応したりするなどの伴走支援に取り組んだ。

6 月 29 日には実行団体 5 団体が互いの事業のポイントや悩みを共有するオンライン意見交換会を開催し(通常枠より 1 団体の参加あり)、9～10 月にはオンラインあるいは実際の訪問により実行団体をヒアリングして事業の進行状況を詳しく確認する機会を設けた。そして助成事業終了後には、公開形式の成果報告会を開催し(当日の録画映像を YouTube で公開中)、自伐型林業に関心のある市民に向けて本助成事業の成果を広く報告・共有した。また、各実行団体から提出された精算報告と事業完了報告書の内容について精査し、必要に応じて各団体に対して加筆修正を指示、助成額の確定を行った後、剰余金が発生している団体には返納を要請した。

No.	実行団体名称	所在地	助成確定額	申請事業名称	ヒアリング*
(1)	一般社団法人東北・広域森林マネジメント機構	岩手県	10,000,000 円	東北の森林を活かした生業創出支援事業 ～東北におけるウィズフォレストモデル～	10/8 オンライン
(2)	特定非営利活動法人奥利根水源地域ネットワーク	群馬県	9,877,580 円	自伐型林業で 6 次産業化プロジェクト	11/26 オンライン
(3)	天竜小さな林業春野研究組合	静岡県	9,848,123 円	小規模持続型林業による地域の仕事創出事業 ～地域の未来 山づくり、道づくり、人づくり	10/15 オフライン
(4)	一般社団法人ふくい美山きときとき隊	福井県	10,000,000 円 (注)	森から学ぶ自立に向けた技術習得プログラム ～きっと見つかる私の未来♪森プロジェクト♪	10/5 オフライン
(5)	九州地区自伐型林業連絡会	大分県	10,000,000 円 (注)	九州で暮らし環境を守る林業塾 ～九州林業塾	9/16 オンライン
助成総額			49,978,580 円		

注)ふくい美山きときとき隊、九州地区自伐型林業連絡会については未確定につき、金額は助成決定額(団体への振込額)

【成果報告会】

◇ 日 時: 2022 年 2 月 7 日(月)19:00～@Zoom によるオンライン

◇ 参加者: 実行団体 5 団体、一般参加 14 名(うち、通常枠の助成団体を含む)

◇ ZIBATSU チャンネル: <https://www.youtube.com/playlist?list=PLzuyH5a85Mehe1XXwYN4LRXGFHDninC6v>

【地域の森林を守り育てる生業創出支援事業(休眠預金等活用事業／通常枠)】

当団体では 2020 年度の休眠預金等活用事業(通常枠)の資金分配団体に選定され、(特非)自伐型林業推進協会及びランドブレイン(株)とコンソーシアムを組んで「地域の森林を守り育てる生業創出支援事業」(~2024 年 3 月末)を実施している。事業の趣旨は、少子高齢化、人口減少が進行することにより、活力が失われている中山間地域において、その面積の約8割を占める森林資源に着目し、持続可能な森林施業を可能にする「自伐型林業」の手法等を活用し、地域に住み続けられる半林半Xの生業づくり創出を支援しようとするものである。

助成事業の概要は以下の通りである。

＜助成事業の概要＞

- 【対象となる地域】 日本国内の全域
 【対象団体】 持続可能な森林資源活用に関心を持ち、中山間地域での生業づくりを実践可能な団体(地域おこし協力隊、地域商社、環境系 NPO 等)
 【助成期間】 3 年(2021~2023 年度)
 【助成額】 1 実行団体当たりの助成上限額は 700 万円(3 年間)
 ※助成総額は 3,500 万円を目途とする
 【公募期間】 (一次) 2020 年 12 月 26 日~2021 年 1 月 25 日
 (二次) 2021 年 9 月 28 日~同年 10 月 11 日

一次募集の応募団体数は 16 団体で、審査の結果 5 団体が内定した。このうち 1 団体は採択条件で合意に至らず内定取消となったことから、9 月に二次募集を実施した。二次募集では、7 団体の応募があり、1 団体の実行団体を選定した。選定した実行団体 5 団体(詳細下表参照)に対する助成決定額(評価関連費含む)は 36,123,200 円である。事業計画等のブラッシュアップを経て各実行団体と資金提供契約を締結し、2021 年度分の助成金を支払った。その後は、コンソーシアムを組んでいる自伐型林業推進協会、ランドブレインが中心となって実行団体の事業に対する適切なアドバイスを提供したり、事業計画変更の要望に対応したりするなどの伴走支援に取り組んでいる。

【地域の森林を守り育てる生業創出支援事業 実行団体】

No.	団体名	所在地	助成額	申請事業名
(1)	合同会社 百	宮城県	7,000,000 円	「食とエネルギーの自給 100%」を体験できるエコモーションの運営と木質資源の新しい価値の創出
(2)	株式会社ワイルドウィンド	京都府	7,336,000 円	自然資源活用での地域生活を目指す方の独立支援事業
(3)	株式会社 FOREST WORKER	広島県	7,226,200 円	林業における複業型就労の提案
(4)	一般社団法人ディバースライン	群馬県	7,336,000 円	森の担い手育成と森・人・地域社会を豊かにする事業
(5)	株式会社皐月屋	鳥取県	7,225,000 円	「人を活かす山を創る」場づくりと自伐型林業人材、複業・兼業人材の創出事業
助成総額			36,123,200 円	

注) 助成額は事業と別枠の評価関連経費を含んだ額。

【廃炉・汚染水対策事業費補助金】

当法人では、平成 26 年 2 月より、我が国の科学技術の水準の向上及び廃炉・汚染水対策を円滑に進めることを目的とした「廃炉・汚染水対策事業費補助金」の基金設置法人として、廃炉・汚染水対策に資する技術の開発を支援する事業に対して補助金を交付する事業を実施した。

本補助金の交付規程では、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後 5 年間、補助事業者の毎会計年度終了後 90 日以内に補助事業に係る収益状況について収益状況報告書により基金設置法人に報告しなければならないとされている。平成 27 年度末までに全ての補助事業は終了しており、当法人ではこの規程に基づいて平成 28 年度より収益状況報告書の收受、確認の業務を行なっている。

令和 3 年度は令和 4 年 3 月末までに 2 件の収益状況報告書を收受、確認し、収益が生じたと認められた事業者はなかった。また、補助事業者が補助金を活用して取得した財産を処分する際の財産処分に係る事案はなかった。

本基金の基金管理を行う期間は、実施要領の定めにより、上記報告に係る業務が終了するまでと定められており、令和 4 年 3 月末日を以て解散となることから、以降、基金の清算手続きに入っていく。

【財産処分の状況】

- 財産処分の報告があった件数： 0 件
- 財産処分に伴う補助金の返納額： 0 円

2011 年の東日本大震災の津波等の影響で発生した福島第一原子力発電所事故は、国際原子力事象評価尺度 (INES) のレベル 7 に相当する未曾有の事故である。その廃炉作業は、この先 30～40 年がかかると目されている。当法人では 2014 年から廃炉・汚染水対策に係る基金管理を担って来たが、これに関連して廃炉等でも不可欠となる原子力技術分野の研究・技術開発・人材育成や技術伝承やサプライチェーン維持を趣旨とした以下の補助金の執行管理業務を前年度から担っている。

【原子力産業基盤強化事業費補助金】

本補助金は、平成 25 年度から基金設置法人として関与して来た廃炉汚染水対策事業の関連事業として、廃炉技術等を支える原子力産業分野の安全性や信頼性を向上させる取り組み、人材育成や技術の伝承、サプライチェーンの維持等を目的とする取り組みに対して、当該経費の一部を補助することを目的とするものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。主な執行概要は以下の通りである。

（補助事業の採択件数・金額）

- 補助事業数： 20 事業
- 補助金交付実績額： 746,192,000 円

【原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金】

福島原発事故のような過酷事故下では大量の水素が発生し、水素爆破が生じた。廃炉の取り組みは進行中であるが、未だ燃料デブリ回収は目途が立っておらず、過酷事故を起こさないための対策は不可欠である。本補助金は、安全対策の高度化に関する研究及び開発を促進することを目的としており、我が国における原子力技術の安全水準の向上、信頼回復を図るものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。主な執行概要は以下の通りである。

（補助事業の採択件数・金額）

- 補助事業数： 24 事業
- 補助金交付実績額： 572,981,000 円

【社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業補助金】

社会的な要請から再生可能エネルギー導入の拡大や電力自由化など社会環境変化が進む中において、原子力の分野においても廃炉技術等を活かした革新的な技術開発を促進することが求められる。本補助金は、民間企業等が実施する安全性・経済性・機動性に優れた原子力技術の高度化に資する技術開発に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業の実施に要する経費を補助することにより、社会的要請に応える原子力技術の開発を促進し、我が国の原子力の信頼回復、産業基盤の強化を図ることを目的とするものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。主な執行概要は以下の通りである。

（補助事業の採択件数・金額）

- 補助事業数： 12 事業
- 補助金交付実績額： 769,999,000 円

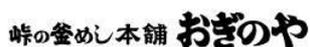
2021 年度 ご寄付ご協賛企業・団体一覧

■ 商品の売上げや、サービスによる収益の一部からのご寄附・ご支援



ザ・パック 株式会社

EFF が植林活動を開始した 2000 年から商品売上げの一部で国内森林保全活動を継続してご支援いただくと共に、整備活動にも参加いただいています。



株式会社荻野屋

国内環境保全活動を環境に配慮したパッケージを使用した商品の売上の一部でご支援頂いています。

服部製紙株式会社

国内・海外の環境保全活動に環境に配慮したパッケージを使用した商品の売上の一部でご支援頂いています。

■ 各プロジェクトへのご寄付・ご協賛



中外製薬株式会社

国内森林保全活動(静岡県川根本町)に、ご協賛・ご参加頂いています。

■ その他事業は、今年度は実施せず。

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

◆ 事業の成果

本年度実施した事業は下記の通りである。

(1) 国内森林保全事業

- ・ 岩手 西和賀町での植樹地メンテナンス事業 P2
- ・ 千葉 君津市での植樹地メンテナンス事業 P3
- ・ 千葉 富津市での植樹事業 P4
- ・ 埼玉 秩父郡での森林整備事業 P5
- ・ 埼玉 日高市での植樹活動 P6
- ・ 静岡 川根本町での森林整備事業 P7
- ・ 奈良 吉野町での森林整備事業、植樹地メンテナンス事業 P9
- ・ 広島 竹原市での植樹地メンテナンス事業、植樹活動 P10
- ・ 新規案件への対応等調査事業 P12
- ・ 千葉 君津市での自然体験活動拠点の基盤整備事業 P13

(2) 海外環境保護事業

- ・ ブラジルでの植樹活動支援事業 P14

(3) 環境助成金プログラム支援事業

- ・ 自伐型林業地域実装による森の就労支援事業(休眠預金等活用事業) P15
- ・ 地域の森林を守り育てる生業創出支援事業(休眠預金等活用事業) P17
- ・ 原子力産業基盤強化事業費補助金(経済産業省 資源エネルギー庁) P18
- ・ 原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金(経済産業省 資源エネルギー庁) P18
- ・ 社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業補助金(経済産業省 資源エネルギー庁) P18

◆ 2022年度 ご寄付ご協賛企業・団体一覧 P19

1) 国内森林保全事業

【岩手 西和賀町での植樹地メンテナンス事業】

2022 年 8 月 6 日(土)、岩手県和賀郡西和賀町において、地元の「西和賀森づくり隊」を中心に植樹地の下草刈りを行なった。

当地はザ・パックフォレスト 1 号地として 2001 年 6 月に活動を開始した場所で、コナラ 300 本、ブナ 250 本、ケヤキ 50 本を植えている。活動スタートから 20 年が経過し、一部生育の遅れている木もあるが、概ね順調に生長していることを確認できた。豪雪にも負けないように、1 本 1 本丁寧に雪囲いや枝打ちをしてきた成果だろう。大変に感慨深い。今後も、枝打ちや間伐(間引き)を中心に活動を続けていく。

- 活動場所: 岩手県和賀郡西和賀町大渡の民有林(0.45ha)
- 活動内容: 植樹地のメンテナンス作業(草刈り、枝打ちなど)
- 活動日: 2022 年 8 月 6 日(土)
- 参加者数: 4 名(西和賀森づくり隊 2 名、EFF2 名)



写真は現在の植樹地の様子。一部生育の遅れている木はあるが、木陰ができる林に成長している。

【千葉 君津市での植樹地メンテナンス事業】

本年度は「豊果(ゆたか)の森」のメンテナンスを中心に活動を実施した。当該植樹地はザ・パックフォレスト第 5 号地として 2009 年 2 月と 2011 年 3 月に果樹を中心に 265 本の苗木を植えた場所である。林道建設時の残土を埋め立てた場所で、植樹地の土壌は堅い粘土質であり、苗木の成長も 10 年余り経過した割に芳しくなく、特に柿の木はまだ樹高が 2~3m と遅れている。

今年度は、引き続き下草刈りや施肥を実施し、併せて植樹地に繁茂する外来種・アブラギリの除伐を行った。また、梅の枝の剪定作業を専門の植木職人に依頼して実施した。前年度に引き続き梅の木から梅(青梅 12.5kg、黄梅 14.5kg)を収穫した他、ミカンの木からミカン若干量を収穫した。収穫した梅は、青梅は梅酒とジュースに加工し、黄梅では梅干しとジャムを作った。

- 活動場所: 千葉県君津市折木沢の民有林(0.3ha)
- 活動内容: 植樹地のメンテナンス作業(草刈り、施肥、アブラギリ除伐、梅の木の剪定)
- 活動日: 2022 年 6 月 11 日(土)、25 日(土) 植樹地下刈り、梅収穫・加工
2023 年 1 月 10 日(月)、11 日(火) 梅下の下刈り、柿の施肥
2023 年 2 月 19 日(日) 梅の枝剪定、アブラギリ除伐
- 参加者数: 5 日間で延べ 11 名(※うち 5 名は専門職人)



(写真左) 植樹地下刈り作業、(写真右) 植樹地の梅の木。伸び放題の枝は剪定を行った。



(写真左) 植樹地のミカンの木。(写真右) 植樹地の梅の木から収穫した青梅と黄梅。

【千葉 富津市での植樹事業】

千葉県富津市の富津岬は白砂青松の海岸線が続く風光明媚な場所である。しかし近年害虫による松枯れが広がり、多くの松林が枯れ、いばらなど含む灌木が生い茂っているのが現況である。また、荒廃したことで不法投棄も増え、多くの場所が立ち入ることもできない状態になっている。そこで、千葉県の法人の森制度の枠組みを活用し、市民の力で松林を回復させる取り組みをスタートさせた。

第1期の全体計画としては、2023～2027 年で毎年約 1,000 m²の植樹及びその後の育樹活動を行う予定である。今年度は 10～11 月に富津岬の松林を管轄する千葉県南部林業事務所と具体的な活動地の選定について協議をスタートさせた。12 月に富津岬エリアにある数か所の候補地視察を行い、候補地を選定、年明けから千葉県との協定締結の準備を行い、2 月下旬に協定締結が完了した。3 月に入り、初年度植付場所の地拵えを実施したが、想定以上に難航し、年度末までに地拵えは完了できず、4 月以降に持ち越しとなっている。

富津は都心部からアクアライン経由で1時間半程度と交通も便利で、植樹場所は平坦な場所で初心者でも作業が容易である。一般市民に加えて、企業ボランティアの参加も積極的に働きかけ、ともすればコロナ禍によるリモートワーク等で孤立しがちな都市在住の市民が共に働き汗を流し、社会貢献を実感できる場を提供して行く。

気候変動への対応が求められ、社会全体が低炭素社会を目指す現在、植えた苗木は CO₂ の吸収源として実質的に二酸化炭素削減に貢献し、白砂青松の風景と人々が気軽に散策できる松林が再生することを目指すもので、社会的にも大きな意義がある。

尚、本活動に対して、今年度株NTTドコモからご寄付を頂いた。感謝申し上げたい。

- 活動場所： 千葉県富津市富津岬(富津市富津字中下洲原 2343-1)
海岸沿いの松林 約 0.5ha(5,000 m²) ※初年度植付面積は 0.1ha を予定。
- 活動内容： 植樹予定地の地拵え作業(いばらや灌木の撤去)
- 活動日： 2023 年 3 月 11 日(土) 8:00～16:30
※予定していた 3 月 25 日(土)は雨天のため延期となった。
- 参加者数： 5 名(うち 3 名は造園のプロ職人)
- 備考： 植樹イベントは、2023 年 4 月 15 日(土)実施予定。参加予定人数 40 人。
植付樹種はクロマツ、植付本数は 600 本を予定している。



(写真左) 富津岬にある松林の現況。多くの松が枯れて灌木が繁茂し、人が入ることも困難。

(写真右) 地拵え 1 日目終了時点の活動地。5 人×1 日がかかりでイバラや灌木を撤去するが困難極める。

【埼玉 秩父郡での森林整備事業】

本事業は、中外製薬(株)の協賛を得て 2022 年度より実施する、荒川上流の水源涵養能向上を目指した森づくり活動(間伐イベント)である。

スタートアップとなる 2022 年度は、同社の東京本社や浮間工場の社員ら 24 名が集まった。雨天が心配されたが、当日は大変心地よい小春日の中、活動することができた。参加者 24 名を 3 班に分けて活動、各班の埼玉県農林公社による丁寧な施業指導と環境教育を受け、全員が清々しい気持ちで 1 時間半を終えることができた。

次年度は中外製薬(株)が埼玉県および埼玉県農林公社と「森林(もり)づくり協定」を結び、活動の発展を目指していく。当法人は、引き続き本事業のサポート役を務める。

- 活動場所: 埼玉県秩父郡秩父市芦ヶ久保字平久保地内((公社)埼玉県農林公社所有の森林)
- 活動内容: 間伐作業
- 活動日: 2022 年 10 月 9 日(土)
- 参加者数: 24 人(中外製薬(株)の社員とその家族)



(写真) 中外製薬(株)の社員と家族が、埼玉県農林公社の指導を受けながら、間伐活動に取り組んだ。

【埼玉 日高市での植樹活動】

ザ・パック(株)の顧客企業である(株)TSI からの依頼を受けて、当法人では 2021 年から社会貢献と顧客との交流を趣旨とした植林活動ができる候補地をリサーチして来た。2 社と協議を重ねた結果、過去にザ・パック(株)が植栽実績のある埼玉県日高市での開催が決まった。当初は 2022 年 3 月に植樹イベント開催という計画を立て準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置が発令されるなどで、最終的に翌年度となる 2023 年 4 月に開催することとなった。

活動予定地には戦後植林したスギ、ヒノキが植えられていたが、陽当たりが悪いことなどが勘案されて、埼玉県が実施していた落葉広葉樹に樹種転換をはかる「武蔵野の森再生事業」にザ・パック(株)が参加、2014 年 3 月から同社の社員参加による植樹活動がスタートしていた場所。これまでの植栽本数は 209 本(クヌギ、ヤマザクラ、イタヤカエデなど)。獣害防止用のサプリガード等は施用していなかったため、約 9 年が経過してクヌギなど一部樹種は樹高 2~3m、幹の太さ 15~20cm に成長しているが、多くが鹿の食害に遭い枯れていて補植が必要な状況。

2022 年度 1 年間は、2023 年 4 月開催に向けた諸準備(カウンターパートの地元 NPO 西川・森の市場との協議、現地視察、資材や苗木の準備等)を進めた。下記の日程で約 20 名の参加者を集めて、苗木 28 本を植栽する予定。

- 活動場所: 埼玉県日高市の民有林(0.12ha)
- 活動内容: 10 年ほど前に植栽した場所での補植
- 活動日(予定): 2023 年 4 月 6 日(土)
- 備 考: 植栽予定の樹種と本数: クヌギ 20 本、ヤマザクラ 5 本、アカマツ 3 本
※いずれも獣害防止ネットを施用



(左写真) 植樹活動予定地を斜面下から見上げたところ。過去に植栽した苗木が獣害でほぼ枯死している。
(右写真) 植樹活用予定地の頂上部分。頂上付近から順に、斜面の約半分を初年度に植栽する予定。

【静岡 川根本町での森林整備事業】

本事業は、2019 年度より中外製薬(株)の協賛を得て、大井川の水源涵養能と強い保土力の向上を目的に、地元 NPO かわね来風と共催で取り組んでいる森づくり活動である。

○ 植樹地の灌木除去&メンテナンス活動

川根本町 1 号植樹地である上長尾地区(2013 年 3 月植栽)において、一般ボランティア 2 名と中外製薬(株)の社員とその家族 4 名の参加を得て、苗木の生長を妨げている灌木を伐採、獣害防止ネットや苗木に絡まった弦を除去するなどのメンテナンス活動を行なった。一部は枯死している苗木はあるが、植樹地全体的には良好に生長していることを確認した。今後も、中外製薬(株)と NPO かわね来風の協力を得て、丁寧な育林活動を続けていきたい。

- 活動場所: 静岡県榛原郡川根本町上長尾の山林(民有林)0.3ha
- 活動内容: 植樹地の灌木除去とメンテナンス作業
- 活動日: 2022 年 9 月 17 日(土)
- 参加者数: 6 人(うち、中外製薬(株)の社員 3 名+家族 1 名、一般ボランティア 2 名)



川根本町 2 号植樹地の田野口地区(2014 年 3 月植栽)は、NPO かわね来風に委託する形で、下草刈り作業を行なった。以前は茶畑だった土地であるためか、生育が少し不調である。捕植すべきかどうかは、土壌の酸塩基試験を実施したうえで検討したい。



○ 山林の間伐ボランティア活動

適度の間伐することで山林に光を入れて光合成を促進し、主木を生長させ、強い保土力と水源涵養能の向上を図ることを目的に、同町の山林において間伐体験イベントを開催した。長期的な視野では土砂災害防止に寄与することで美しい山林景観の形成と大井川流域の観光業発展、そして今後は茶箱生産を側面的に支援することで同町山林の適正管理にもつなげていきたい。

2019 年度に中外製薬(株)の社員とその家族が参加する間伐体験イベント(29 名が参加)以降、コロナ禍となり開催を見送ってきた。今年度は大変良好な天候の中、3 年ぶりに開催することができた。伐り出した 10 本程度の材(直径 15cm 程度)は、町内にある茶箱製造所(株前田工房)の貯木場に運搬し、天日で乾燥させている。次年度の間伐体験イベントで木工 WS を開催したり、前田工房の茶箱製造工程にボランティアが伐採した木を加えたりするなど、間伐材の具体的な活用方法を提示することで参加者の満足度を引き上げ、リピート参加へとつなげたい。

- 活動場所: 静岡県榛原郡川根本町尾呂久保の山林
- 活動内容: 間伐活動
- 活動日: 2022 年 11 月 5 日(土)
- 参加者数: 8 人(中外製薬(株)の社員とその家族)



(写真) 中外製薬(株)の藤枝工場社員と家族が間伐活動。自分たちが伐倒した木を、道に停めたトラックまで運搬した。その木は貯木場で 1 年間乾燥させ、木工ワークショップや茶箱の材料に生まれ変わる予定。

【奈良 吉野町での森林整備事業、植樹地メンテナンス事業】

○ 元気森・MORI in 吉野山

2022 年 11 月 12 日、奈良県吉野町の吉野山においてザ・パック(株)他協賛企業のボランティアを集めた間伐体験イベント「元気もり・MORI in 吉野山」を開催した。毎年恒例のイベントだが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020、2021 年と開催を見送っており、実に 3 年ぶりに開催となった。ただし活動を再開した 2022 年度も感染防止に配慮して、協賛企業 24 名だけの小規模開催とした。



参加者 24 名を全 4 班に分け、各班の林業専門家による指導のもと吉野山の森林整備に汗を流した。例年通り、伐る木を選び(選木)、倒す方向を決め、木にかけた縄を腕の反動で上方に放り留めておき、鋸で 3 分の 1 程度の切込み(三角形の受け口)を作った後は、反対側から鋸で切っていく(追い口)、弦(つる)というある程度の部分を残して、縄を引っ張って木を倒す。

作業終了後は、いつもは参加者全員で配給を受けた豚汁とおにぎりで一息をつき、各々の活動成果について語り、交流するのだが、今回はお弁当配布して解散する形式とした。

- 活動場所: 奈良県吉野郡吉野町吉野山の民有林
- 活動内容: 40 年生スギ・ヒノキの混合林(1ha)の間伐
- 活動日: 2022 年 11 月 12 日(土)
- 参加者数: 協賛企業社員 24 名(ザ・パック(株)、(株)エディオン)、吉野中央森林組合、吉野山林業研究会、吉野山自治会、NPO 法人地球と未来の環境基金

○ 世界(文化)遺産吉野の山の森林保全と育成

2010 年 11 月より、(株)パル、町内の山林所有者北岡本店、吉野中央森林組合、ザ・パック(株)と 5 者協定「世界(文化)遺産吉野の山の森林保全と育成を目的とした「PAL/フォレスト植林」」を結び、生物多様性の森への保護と育成を目指して、緑の保全活動と植林事業を展開している。

2022 年度は、(株)パルとザ・パック(株)より社員ボランティア計 45 名を迎え入れて、吉野中央森林組合の指導を仰ぎながら、植樹地の下草刈りと枯れた苗木の植え替え作業を実施した。



- 活動場所: 奈良県吉野郡吉野町の民有林 0.5ha
- 活動内容: 植樹地の下草刈り、苗木の捕植 10 本(ウリカエデ 5 本、エゴノキ 5 本)
- 活動日: 2022 年 11 月 19 日(土)
- 参加者数: 協賛企業 45 名((株)パル、ザ・パック(株))、吉野中央森林組合、NPO 法人地球と未来の環境基金

【広島 竹原市での植樹地メンテナンス事業、植樹活動】

○ 植樹地の下刈り活動

2020～2021 年の約 2 年間、COVID-19 の感染拡大防止を図るため、多数のボランティアを集めて開催する森林保全イベントは開催を見送ってきた。竹原市の活動も同様である。少しずつ社会も落ち着きを取り戻し始めてきたことから、2022 年度は小さな規模から活動を再開した。

2018 年 7 月に発生した記録的な集中豪雨「平成 30 年 7 月豪雨」は、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害を発生させ、死者数が 200 人を超える甚大な災害となった。バンブー・ジョイ・ハイランド公園周辺の山林においても土砂が流出、斜面が崩落しており、2020 年 3 月に地元の災害復興気運を高めることを目的としてモミジ 600 本を植栽した(コロナ禍中だったため、植樹イベントは開催できず、尾三地方森林組合に作業を委託)。

2022 年度は、協賛企業 2 社の社員、竹原市職員、市民のボランティアなど計 22 名の参加を得て、同植樹地の下刈りを実施し、モミジの育林を試みた。引き続き、企業や地元市民、森林組合等の協力を得て、強く大きく育てていきたい。

- 活動場所： 広島県竹原市高崎町(バンブー・ジョイ・ハイランド裏手の山林) 0.1ha
- 活動内容： 2020 年 3 月に植樹した場所の下刈り、整備
- 活動日： 2022 年 8 月 27 日(土)
- 参加者数： 22 名 (内訳)
 - ・協賛企業(ザ・パック㈱)...5 名、㈱エディオン...6 名)
 - ・竹原市役所...5 名 ・その他...2 名 ・EFF...4 名



○ 春の植樹活動

上記の活動と同様に、「平成 30 年 7 月豪雨」によって崩落した斜面の山林再生を目的として、植樹イベントを開催した。今回の活動は、COVID-19 の感染拡大防止に配慮してボランティアの公募は行わず、参加者は協賛企業数社の社員および地元 NPO ふれあい館ひろしまのツテで集めた親子だけに絞り、中規模イベントとした。

広島県竹原市における活動は、2004 年に山火事跡地の植樹活動からスタートしている。この地域は、降雨量が少ない瀬戸内独特の気候や「まさ土」と呼ばれる花こう岩土壌の性質上、災害が起こりやすい特性がある。保水力や水源涵養能の向上を図るという趣旨で活動を継続し、引き続き広島県都市部の企業ボランティアに参加を呼びかけて支援を募っていくと同時に、地元市民の参画を工夫していきたい。

- 活動場所: 広島県竹原市高崎町(バンブー・ジョイ・ハイランド裏手の山林) 0.2ha
- 活動内容: 豪雨で土砂崩れした山林での植樹
植栽した苗木: モミジ 10 本、ヤマザクラ 10 本、ヤマモモ 40 本、スーパーマツ 40 本
- 活動日: 2023 年 3 月 18 日(土)
- 参加者数: 49 名(内訳)
 - ・協賛企業(ザ・パック株)...6 名、(株)フィル・エ・クチャーレ...10 名、(株)エディオン...5 名)
 - ・NPO ふれあい館ひろしま...13 名 ・広島県立忠海高等学校...6 名
 - ・その他...11 名 ・EFF...4 名



【新規案件への対応等調査事業】

○ 大阪府四條畷市でのフォレスト活動(間伐)

2016 年 6 月、ザ・パック(株)が大阪府四條畷市の山林においてスタートした活動で(ザ・パックフォレスト第 8 号地)、年 3 回のペースで同社社員が参加する間伐体験イベントを開催している(雨天中止やコロナ禍中の自粛があったため活動実績は 5 回)。本活動は大阪府が実施している「アドプトフォレスト制度」に参画する形式で、スギやヒノキの間伐の他、ハイキングコースの維持補修等を行なうことで、生物多様性の保全とともに地域景観を整え、憩いの場所になるように荒れた森林の再生を目指している。



従来はザ・パック(株)の総務部門が事務局を担っていたが、2023 年度から当法人が務めることになった。これに伴い、大阪府森林組合と今後の役割分担について協議し、活動現場の確認やザ・パックと事務引継ぎの打合せを行なった。なお、2024 年度は 4 月 15 日、6 月 10 日、10 月 14 日に開催予定。

- 訪問日時: 2023 年 3 月 10 日(金)
- 活動現場: 大阪府が所有する公有林(四條畷市立野外活動センターより徒歩)

○ 長野県諏訪郡富士見町でのフォレスト活動(植樹)

長野県諏訪郡富士見町の山林において、ザ・パックフォレスト活動の新規植樹サイト立ち上げ準備を行なった(第 9 号地になる予定)。長野県が実施している『森林(もり)の里親促進事業』に参画する形で、富士見町立沢区の共有林(1.8ha)において、ザ・パック(株)等の社員ボランティア参加、地元の協力を得て、毎年 5 ~6 月の時期に 0.3ha ずつ(カラマツ 700 本程度)を 6 年かけて植栽していく活動計画である。

活動予定地はアカマツ・カラマツ混交林の皆伐予定地で、植樹から 60 年以上経過し主伐期を過ぎたカラマツとアカマツの皆伐跡地に植栽して森林の人工更新を促していく。皆伐作業費および材の運搬、地拵えの費用は富士見町が負担し、里親企業に求められる森づくり費用は、苗木、獣害防止用ネット、イベント費用(バスチャーター、炊き出し、参加者の保険、軍手等の消耗品など)のみになる。

今年度は、11 月 16 日(水)と 3 月 22 日(水)に現地視察と打合せを行なった。1 回目の植樹イベントは、2024 年 6 月 10 日(土)に開催予定である。



(写真上・下) 皆伐前の活動予定地(11 月訪問時)

【千葉 君津市における自然体験活動拠点の基盤整備事業】

前年度からスタートした本事業は、自然体験、特に農業体験ができるハード、ソフトの基盤を創る取り組みである。初年度は君津市戸崎で竹が繁茂した場所を借り受け、開墾、圃場を整備したが、陽当たりなど環境が悪く作物の育ちが芳しくなかった。現地の活動拠点として使用している通称「小櫃ハウス」の近隣住民との交流を通じて、4 月から君津市三田に環境の良い耕作放棄地(約 450 m²)を新たにに使わせていただけることになり、新たな圃場の整備に取り組んだ。尚、初年度使用した戸崎の圃場は、6 月末までに撤収した。

前年度の戸崎の圃場に比べると、三田の圃場は陽当たりが格段に良く、おしなべて作物の成長は良好であった。畑のプランニングと管理は、年間 100 日超現場に通う会長の高橋が担い、作業には定期的に有志のボランティアが参加した。11 月の芋煮会には家族連れで 13 名が参加、当日は小雨が降り芋掘りはできなかったが、事前に収穫した里芋で芋煮をふるまった。また 3 月には味噌を仕込むワークショップを開催し、8 名が参加した。小櫃地区で活動を始めて 2 年が経過し、近隣住民との小さな交流も生まれつつあり、好条件の畑で作物の生育環境も改善した。今後は作物の品質向上や農体験プログラムの充実を図って行きたい。

- 活動場所: 千葉県君津市三田(耕作放棄地約 450 m²)
- 活動内容:

4 月	放棄地の草刈り、耕耘、畝立て(4 畝)、植付(芋類、豆類、夏野菜)
5 月	耕耘、畝立て(3 畝)、植付(芋類、夏野菜)、誘引用支柱等設置、水やり
6 月	水やり、草取り、芽かき、君津市・豊果の森で収穫した梅の加工、 獣害対策用ソーラー電柵設置
7 月	水やり、草取り、追肥、土寄せ、夏野菜収穫
8 月	草取り、追肥、誘引用支柱等撤去、夏野菜収穫、夏野菜畝片付け
9 月	夏野菜畝片付け、耕耘、畝立て(2 畝) 植付(秋冬野菜)
10 月	サツマイモ、ナス、ピーマン収穫、ゴーヤ誘引ネット片付け、畝立て(2 畝)、 植付(イチゴ、ニンニク、玉ねぎ)
11 月	植付(そら豆、エンドウ)、収穫(サツマイモ、里芋)、夏野菜畝片づけ、 芋煮会(11/26)
12 月	収穫(芋類、秋冬野菜)
1 月	追肥、耕耘、漬物仕込み
2 月	豆類の支柱設置、追肥、畝立て(1 畝)、果樹植付(みかん、イチジク、ブルーベリー)、植付(ジャガイモ)
3 月	味噌作り WS(3/4)、防草シート設置



(写真左) 芋煮会の際に参加者が畑の見学。(写真右) 2022 年度から借りている三田地区の圃場。

(2) 海外環境保護事業

【ブラジルでの植樹活動支援事業】

2022 年度はブラジルの新型コロナウイルス感染拡大が収束に向かい、カウンターパート NGO「アマゾン森林友の協会(ASFLORA)」では通常活動ができる状態が戻って来た。当団体では今年度は Asflora と連携し、新しいプロジェクトの検討・準備や資金調達に動いた。検討の俎上に乗った案件は、以下の通り。

○ 都市近郊における水源保全林造成

- プロジェクト場所： パラ州マリツバ市
- 植樹面積(本数)： 3 年間で 0.4ha(10,000 本)
- 植 樹 目 的： 低所得層向け大規模住宅地に隣接する市の水源保護地内の荒廃したエリアで、水源涵養林を造成する。

本案件については、2022 年 9 月に(公財)日中友好会館が実施している「日中植林・植樹国際連帯事業」という助成金を申請したが、不採択であった。当団体では、従来からブラジル・アマゾン地域での植樹の手法は「宮脇方式」と呼ばれる密植混植方式を採用して来た。しかし、上記助成機関から 1 m²当たり 2.5 本という植付本数は経済的合理性がなく、造林方法として適当ではないとのフィードバックがあった。

○ アマゾン河口コチジューバ島での土壌侵食防止の植樹活動

- プロジェクト場所： パラ州ベレン市コチジューバ島
- 植樹面積(本数)： 3 年間で 0.6ha(12,000 本)
- 植 樹 目 的： 森林伐採等の影響から、島の海岸部分で土壌浸食が発生しており、学校など住民生活が脅かされている。土壌流出を食い止めるための植樹を行う。

本案件については、2023 年 2 月に「公益信託地球環境日本基金」及び 2023 年 3 月に(公社)国土緑化推進機構が実施する「緑の募金」の助成へ応募。期末時点では審査結果を待っている。



(写真左上) マリツバ市のプロジェクト地。左側の白い△部が水源涵養林造林予定地。

(写真右上) コチジューバ島の河岸土壌流出状況。

(写真左下) エロージョンが激しく、学校校舎近くまで河岸侵食が及んでいる。

(3) 環境助成金プログラム支援事業

【自伐型林業地域実装による森の就労支援事業(休眠預金等活用事業 / 緊急枠)】

本事業は JANPIA((一財)日本民間公益活動連携機構)が実施する休眠預金等活用事業の「2022 年度新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠」に係る資金分配団体に、(特非)自伐型林業推進協会、ランドブレイン(株)と 3 者でコンソーシアムを組み応募し、採択を受けて実施中の事業である。JANPIA より受けた助成金を活用して行う助成事業では、「コロナ禍や物価高騰の影響を受け、自ら仕事や生き方を変えるきっかけを求める人」、「経済的・環境的に持続可能で災害に強い森づくり手法である自伐型林業の森林経営スタイルに共感する全国の林業就業希望者」を対象に、自伐型林業の技術研修・経営指導、受講者が自伐型林業を生業として自立していくための山林・機材確保、林業関係者の支援体制づくり等の推進を行う総合的な取組に対して支援を行うことを目的としている。また、地域の森林を保全しながら持続的な収入を得られる自伐型林業の地域実装を通じ、コロナ禍により生きづらさを感じている人々が、将来に希望を持ち、森林と共生する新たなライフスタイルを歩み始めることを目指している。

助成事業の概要は以下の通り。

<助成事業の概要>

- 対象となる地域: 日本国内の全域
- 対象団体: 自伐型林業を実践する民間公益活動を行う団体(複数団体によるコンソーシアム可)
- 助成期間: 1 年間(2022 年 9 月～2024 年 3 月)
- 助成額: 1 実行団体当たりの助成上限額は 1000 万円/年
※助成総額は 10000 万円を目途とする
- 公募期間: 2022 年 9 月 1 日(木)～9 月 22 日(木)

応募は、北海道 1 件、岩手県 1 件、宮城県 1 件、栃木県 2 件、東京都 1 件、福井県 1 件、長野県 1 件、静岡県 1 件、京都府 1 件、鳥取県 1 件、広島県 1 件、高知県 2 件、福岡県 1 件、熊本県 1 件の計 16 件で応募総額は 159,923,620 円だった。外部有識者 3 名で構成される選考委員会で厳正かつ公正な審議の結果、10 団体を実行団体として内定し、事務局で事業計画及び資金計画を精査した後、最終的に同 10 団体に対して総額 99,981,000 円の助成を決定した。その後各実行団体と覚書を締結し、各実行団体にて助成事業をスタートさせ、前期分の助成金を支払った。

実行団体の助成事業実施に際しては、コンソーシアム団体である自伐型林業推進協会が各実行団体に 2 名の担当者を決めて、一定の頻度で各団体を訪問するなどし、円滑に事業が進行するように伴走支援を行っている。

＜自伐型林業地域実装による森の就労支援事業 実行団体＞

No.	実行団体名称	所在地	助成金額	申請事業名称
(1)	一般社団法人東北・広域森林マネジメント機構	岩手県	10,000,000 円	東北自伐型林業塾
(2)	栃木県自伐型林業推進協会 とちのもり ＜コンソーシアム＞一般社団法人 山守学舎	栃木県	10,000,000 円	自伐型林業による共創のもりづくり ～ 人に喜ばれ、稼ぎのある美しい山づくり～
(3)	ほくりく自伐型林業協議会	福井県	10,000,000 円	自伐型林業自立支援プログラム in JAPAN ～森から学ぶ自立に向けた知識・ 技術習得プログラム～
(4)	一般社団法人ディバースライン	長野県	9,990,000 円	自伐型林業就労支援プログラム実施による 就労定着支援事業 ～森とくらし森では たらくライフスタイルの創造～
(5)	天竜小さな林業春野研究組合	静岡県	10,000,000 円	小規模持続型林業による希望ある未来 への礎づくり ～担い手育成、木材の 流域流通モデル構築・地域間支援連携～
(6)	株式会社 ワイルドウインド	京都府	10,000,000 円	吉野発、次世代の「山守」育成事業
(7)	智頭町複業協同組合	鳥取県	9,995,000 円	智頭の森を守る自伐林業家を持続可能 にする地域内事業開発事業
(8)	株式会社 FOREST WORKER	広島県	10,000,000 円	林業就業を目指した技術習得プログラムの 創造事業 ～地域に根ざした生業としての 育林研修プログラム～
(9)	高知地域林業ネットワーク	高知県	9,996,000 円	高知で始める地域の林業なりわい創生 事業 ～根っこでつながる小さい林業 ネットワーク～
(10)	九州林業塾	福岡県	10,000,000 円	九州林業塾
助成総額			99,981,000 円	

【地域の森林を守り育てる生業創出支援事業(休眠預金等活用事業 / 通常枠)】

当団体では 2020 年度の休眠預金等活用事業(通常枠)の資金分配団体に選定され、(特非)自伐型林業推進協会及びランドブレイン(株)とコンソーシアムを組んで「地域の森林を守り育てる生業創出支援事業」(~2024 年 3 月末)を実施している。事業の趣旨は、少子高齢化、人口減少が進行することにより、活力が失われている中山間地域において、その面積の約8割を占める森林資源に着目し、持続可能な森林施業を可能にする「自伐型林業」の手法等を活用し、地域に住み続けられる半林半Xの生業づくり創出を支援しようとするものである。

助成事業の概要は以下の通りである。

＜助成事業の概要＞

- 対象となる地域： 日本国内の全域
- 対象団体： 持続可能な森林資源活用に関心を持ち、中山間地域での生業づくりを実践可能な団体(地域おこし協力隊、地域商社、環境系 NPO 等)
- 助成期間： 3 年(2021~2023 年度)
- 助成額： 1 実行団体当たりの助成上限額は 700 万円(3 年間)
※助成総額は 3500 万円を目途とする

2022 年度は助成期間の 2 年目に当たり、①2021 年に採択した実行団体(4 団体)の伴走支援、2 年目の助成金支払い、②2021 年に内定取り消しによる二次募集で採択した実行団体(1 団体)との資金提供契約の締結、助成金支払い、③資金分配団体としての本助成事業の中間評価を行った。

＜地域の森林を守り育てる生業創出支援事業 実行団体＞

No.	団体名	所在地	今年度 助成金支払額 (助成決定額)	申請事業名
(1)	合同会社 百	宮城県	200,000 円 (7,000,000 円)	「食とエネルギーの自給 100%」を体験できるエコモーションの運営と木質資源の新しい価値の創出
(2)	株式会社 ワイルドウインド	京都府	612,000 円 (7,336,000 円)	自然資源活用での地域生活を目指す方の独立支援事業
(3)	株式会社 FOREST WORKER	広島県	2,934,832 円 (7,226,200 円)	林業における複業型就労の提案
(4)	一般社団法人 ディバースライン	群馬県	1,851,000 円 (7,336,000 円)	森の担い手育成と森・人・地域社会を豊かにする事業
(5)	株式会社 皐月屋	鳥取県	5,282,800 円 (7,225,000 円)	「人を活かす山を創る」場づくりと自伐型林業人材、複業・兼業人材の創出事業
助成総額			10,880,632 円 (36,123,200 円)	

2011 年の東日本大震災の津波等の影響で発生した福島第一原子力発電所事故は、国際原子力事象評価尺度(INES)のレベル7に相当する未曾有の事故である。その廃炉作業は、この先 30~40 年がかかると目されている。当法人では 2014 年から廃炉・汚染水対策に係る基金管理を担って来たが、これに関連して廃炉プロセス等でも不可欠となる原子力技術分野の研究・技術開発・人材育成や技術伝承やサプライチェーン維持を趣旨とした以下の補助金の執行管理業務を担っている。

【原子力産業基盤強化事業費補助金(経済産業省 資源エネルギー庁)】

本補助金は、平成 25 年度から基金設置法人として関与して来た廃炉汚染水対策事業の派生事業の一つである。廃炉技術等を支える原子力産業分野の機器・サービスの安全性や信頼性向上に資する取り組み、人材育成や技術の伝承、サプライチェーンの維持等を目的とする取り組みに対して、当該経費の一部を補助することにより、原子力の安全性・信頼性を支えている原子力産業基盤の維持・強化を図ることを目的とするものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。尚、本年度は令和 3 年度補正予算の執行も行った。主な執行概要は以下の通りである。

(補助事業の採択件数・金額)

- 補助事業数: (令和 3 年度補正予算) 1 事業
(令和 4 年度予算) 20 事業
- 補助金交付実績額: (令和 3 年度補正予算) 200000 千円
(令和 4 年度予算) 588220 千円

【原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金(経済産業省 資源エネルギー庁)】

福島原発事故のような過酷事故下では大量の水素が発生し、水素爆破が生じた。廃炉の取り組みは進行中であるが、未だ燃料デブリ回収は目途が立っておらず、過酷事故を起こさせないための対策は不可欠である。本補助金は、原子力技術の安全対策の高度化に関する研究及び開発を促進することを目的としており、我が国における原子力技術の安全水準の向上、信頼回復を図るものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。尚、本年度は令和 3 年度補正予算の執行も行った。主な執行概要は以下の通りである。

(補助事業の採択件数・金額)

- 補助事業数: (令和 3 年度補正予算) 1 事業
(令和 4 年度予算) 16 事業
- 補助金交付実績額: (令和 3 年度補正予算) 173642 千円
(令和 4 年度予算) 585380 千円

【社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業補助金(経済産業省 資源エネルギー庁)】

社会的な要請から再生可能エネルギー導入の拡大や電力自由化など社会環境変化が進む中において、原子力の分野においても革新的な技術開発を促進することが求められる。本補助金は、安全性・経済性・機動性に優れた原子力技術の高度化に資する技術開発に要する経費に対して、当該経費の一部を補助することにより、社会的要請に応える原子力技術の開発を促進し、我が国の原子力の信頼回復、産業基盤の強化を図ることを目的とするものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。主な執行概要は以下の通りである。

(補助事業の採択件数・金額)

- 補助事業数: 10 事業
- 補助金交付実績額: 1133588 千円

2022 年度 ご寄付ご協賛企業・団体一覧

■ 商品の売上げや、サービスによる収益の一部からのご寄附・ご支援

 <p>ザ・パックは人と自然を大切にしています</p>	<p>ザ・パック株式会社 https://www.thepack.co.jp/ EFF が植林活動を開始した 2000 年から商品売上げの一部で国内森林保全活動を継続してご支援いただくと共に、整備活動にも参加いただいています。</p>
<p>時の登めし本舗 おぎのや</p>	<p>株式会社荻野屋 https://www.oginoya.co.jp/ 国内環境保全活動を環境に配慮したパッケージを使用した商品の売上の一部でご支援頂いています。</p>
 <p>* W A S A R A</p>	<p>株式会社 WASARA https://wasara.jp/ 国内での環境保全活動を環境に配慮したパッケージの売上の一部でご支援頂いています。</p>
	<p>服部製紙株式会社 https://www.hattoripaper.co.jp/ 国内・海外の環境保全活動に環境に配慮したパッケージを使用した商品の売上の一部でご支援頂いています。</p>

■ 各プロジェクトへのご寄付・ご協賛

<p>すべての革新は患者さんのために</p>  <p>中外製薬</p> <p> ロシュ グループ</p>	<p>中外製薬株式会社 https://www.chugai-pharm.co.jp/ 国内森林保全活動(静岡県川根本町、埼玉県秩父郡)に、ご協賛・ご参加頂いています。</p>
	<p>株式会社 NTT ドコモ https://www.docomo.ne.jp/ 国内森林保全活動(千葉県富津市)に、ご協賛頂きました。</p>
	<p>株式会社バリュープランニング https://www.valueplanning.co.jp/ 海外環境保全活動(ブラジル・アマゾンの熱帯雨林再生)に、キャンペーン期間中の売上げの一部をご寄付いただきました。</p>

■ その他事業は、今年度は実施せず。

令和5年度事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◆ 事業の成果

本年度実施した事業は下記の通りである。

(1) 国内森林保全事業

- ・ 岩手県西和賀町での植樹地メンテナンス事業…………… P2
- ・ 千葉県君津市での植樹地メンテナンス事業…………… P3
- ・ 千葉県富津市での植樹事業…………… P4
- ・ 埼玉県秩父郡での森林整備事業…………… P5
- ・ 埼玉県日高市での植樹事業…………… P6
- ・ 長野県富士見町での植樹事業…………… P7
- ・ 静岡県川根本町での森林整備事業…………… P8
- ・ 奈良県吉野町での森林整備事業、植樹地メンテナンス事業…………… P9
- ・ 大阪府四條畷市での森林整備事業…………… P10
- ・ 広島県竹原市での植樹事業…………… P11
- ・ 新規案件への対応等調査事業…………… P13
- ・ 千葉県君津市での自然体験活動拠点の基盤整備事業…………… P15

(2) 海外環境保全事業

- ・ ブラジル・アマゾン河口島での植樹事業…………… P16

(3) バガス(非木材紙)普及事業

- ・ バガスモールドの普及販売事業…………… P17

(4) 環境助成金プログラム支援事業

- ・ 自伐型林業地域実装による森の就労支援事業(休眠預金等活用事業)…………… P18
- ・ 地域の森林を守り育てる生業創出支援事業(休眠預金等活用事業)…………… P20
- ・ 環境助成プログラムの運営支援事業((公財)東急財団「多摩川の美しい未来づくり助成」)…………… P21
- ・ 原子力産業基盤強化事業費補助金(資源エネルギー庁)…………… P22
- ・ 原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金(資源エネルギー庁)…………… P22
- ・ 社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業補助金(資源エネルギー庁)…………… P22

◆ 2023年度 ご寄付ご協賛企業・団体一覧…………… P23

1) 国内森林保全事業

【岩手県西和賀町での植樹地メンテナンス事業】

当該地は 2001 年 6 月に植樹活動をスタートさせたザ・パックフォレスト 1 号地である。植樹から 20 年以上が経過し、木々の幹の高さも 6~10m 程度となり、木陰ができる林になっている。2001 年スタート当時のパートナーである地元の「西和賀森づくり隊」にお手伝いいただき、今年も植樹地の下刈り、枝打ちなど実施した。

木々の成長とともに枝が大きく張り、樹冠部では枝同志がぶつかり合う所が増えている。そうした箇所は枝を切り、林の中に日光が入るようメンテナンスを行なった他、下刈りについては、植樹地はもちろん国道脇に設置したフォレスト活動地を示す看板周辺もきれいに草を刈った。

- 活動場所： 岩手県和賀郡西和賀町大渡(旧牧草地で荒廃していた民有地約 0.45ha)
- 活動内容： 植樹地の下刈り、枝打ちなどの整備
- 活動日： 2023 年 8 月 6 日(日)
- 参加者数： 6 名(うち西和賀森づくり隊メンバー 4 名)



(写真左)20 年余り経過したザ・パックフォレスト 1 号地



(写真右)西和賀森づくり隊メンバーと会長・高橋(前列右)



(写真左)樹冠で枝が混みあっている所は枝を伐り、光が入るよう。 (写真右)ザ・パックフォレスト看板周りも下刈りした。



【千葉県君津市での植樹地メンテナンス事業】

君津市のザ・パックフォレスト第 5 号地では、「豊果(ゆたか)の森」のメンテナンスを実施した。林道建設時の残土を埋め立てた場所であることから、当該植樹地は土質が悪く、2009 年 2 月と 2011 年 3 月に植樹を実施して 10 年以上経過しているが、苗木の成長が芳しくなく、下刈りに加えて肥料を投入するなどメンテナンスを続けている。

今年度も、引き続き下草刈りや施肥を実施し、梅の枝の剪定作業を専門の植木職人に依頼して実施した。前年度に引き続き梅の木から梅(青梅・黄梅合わせて約 30kg)を収穫したが、ミカンの木は今年結実しなかった。収穫した梅は、梅酒、ジュース、梅干し、ジャムに加工した。

- 活動場所: 千葉県君津市折木沢の民有林(0.3ha)
- 活動内容: 植樹地のメンテナンス作業(草刈り、施肥、梅の木の剪定)、梅の収穫・加工
- 活動日: 2023 年 6 月 17 日(土)・18 日(日)
- 参加者数: 2 日間で延べ 6 名(※うち 2 名は専門職人)



(写真右) 植樹地の梅の木の様子。枝の剪定や下刈りを行った。

梅は毎年良く実っている。

(写真左下) 柿の木は育ちが悪く、施肥を行った。

(写真右下) 梅収穫後、水洗い、天日干しをした後、

梅干しに加工。



【千葉県富津市での植樹事業】

2023 年 2 月に千葉県と法人の森協定を締結し、千葉県富津市の富津岬における松林の再生活動をスタートさせた。当該地は白砂青松の海岸線が続く風光明媚な場所だが、害虫による松枯れが広がり、多くの松林が枯れ、いばらなど含む灌木が生い茂っているのが現況である。

2023 年度は、4 月植樹(雨天でイベントは中止)、その後 7 月、10 月と植樹地の下刈り、2 月、3 月にかけて 2 回目の植樹に向けた地拵え、3 月末に植樹イベントの開催を行った。活動資金は企業寄付や緑の募金助成を主体に調達した。2023 年 4 月の植樹イベントは雨天で中止となり、別日に EFF スタッフと協力者、高橋会長の学友らで植え付けを行った。2024 年 3 月の植樹イベントは晴天に恵まれ無事開催することができた。

3 月 30 日(土)に開催した植樹活動では、アクアラインの渋滞等でボランティアを乗せたバスが予定より大幅に遅れた。しかし、昨年植え付け作業に協力してくれた方が経験者として再度参加され、約 20 名の市民ボランティアにより手際よく 300 本のクロマツを 1 時間程度で植え付けることができた。

国全体で低炭素社会を目指す現在、植えた苗木は CO2 の吸収源として実質的に二酸化炭素削減に貢献する。市民個人のレベルで実践できる活動として、次年度は、植樹地隣接の別荘地へのチラシポスティングを行なうなど、近隣住民の参加も促していきたい。

なお、本活動に対して、今年度も㈱NTTドコモからご寄付をいただいた。感謝申し上げたい。

- 活動場所： 千葉県富津市富津岬(富津市富津字中下洲原 2343-1)
海岸沿いの松林 約 0.5ha(5,000 m²) ※植樹面積は毎年概ね 0.1ha
- 活動内容： 植樹予定地の地拵え(いばらや灌木の撤去)、植樹地の下刈り、植樹
※4 月 15 日(土)に予定していた第 1 回目の植樹活動は雨天のため中止
- 活動日： 2023 年 4 月 1 日(土) 地拵え
4 月 8 日(土) 植付印設置
4 月 14 日(金)・22 日(土) 苗木荷受、植付
7 月 3 日(月)、10 月 4 日(水) 植樹地下刈り
2024 年 2 月 11 日(日)・12 日(月)・17 日(土)、3 月 2 日(土)・3 日(日) 地拵え
3 月 30 日(土) 植樹活動
- 参加者数： 地拵え(2023 年 4 月:延べ 9 名、2024 年 2~3 月:延べ 17 名)
下刈り(延べ 8 名)
植樹(2023 年 4 月:延べ 9 名、2024 年 3 月:22 名)
- 備考： 植樹本数は第 1 回目 260 本、第 2 回目 300 本イベントで、いずれもクロマツ
全体計画は、2023~2027 年で毎年約 1,000 m²の植樹およびその後の育樹活動を行なう予定



(写真左)イバラと灌木に覆われた植樹予定地の地拵え作業中。平均年齢70歳超の強力メンバーが延べ5日間汗を流した。
(写真右)2024年3月の植樹活動後。参加者のうち5名は、昨年雨天中止となった後、植付を手伝ってくれた方々。感謝！

【埼玉県秩父郡での森林整備事業】

本事業は 2022 年度より実施している、荒川上流の水源涵養機能向上を目指した森づくり活動(間伐イベント)である。今年度から、中外製薬(株)が埼玉県および埼玉県農林公社と「森林(もり)づくり協定」を結び、同社主催の事業に EFF が協力(共催)する体制に変わっている。

2 年目となる本活動は、中外製薬(株)の浮間工場や東京本社から社員 12 名とその家族 9 名の参加があり、埼玉県農林公社による施業指導と環境教育を提供した。子どもの参加が多かったこともあり、怪我に十分に注意しながら丁寧なフォローを心掛けたため実際に伐採した木は 3 本と少なかったが、間伐の意義や山林が持つ生態系サービスの重要性などを細かに伝えることができた。

- 活動場所： 埼玉県秩父郡秩父市芦ヶ久保字平久保地内((公社)埼玉県農林公社所有の森林)
- 活動内容： 間伐作業
- 活動日： 2023 年 10 月 8 日(土)
- 参加者数： 21 名(中外製薬(株)の社員 12 名+家族 9 名)



(左)非日常的な森林の整備活動に励みました



(右)お父さんと一緒にギコギコ...



(左)山林の中で、指導者から間伐の意義を説明いただきました



(右)また、ご家族でぜひご参加ください！

【埼玉県日高市での植樹事業】

◆ PG フォレスト in 日高

2023 年 4 月 6 日、埼玉県日高市の民有林において、協賛企業である(株)TSI とザ・パック(株)の社員ボランティアによる植樹活動を実施した。本活動は(株)TSI が展開するゴルフアパレルブランド「パーリーゲイツ」と協働で活動し、(株)TSI 開催イベントの収益金の一部を活動資金に提供いただいた。当日は地元 NPO 西川・森の市場より植樹指導を仰ぎ企業のボランティア計 18 名を 3 つの班に分け、苗木 28 本(内訳:クヌギ 20 本、ヤマザクラ 5 本、アカマツ 3 本)を植栽し、それぞれに獣害防止のためのネットを施用した。

本活動地は、戦後スギ、ヒノキが植えられていたが、陽当たりが悪いことなどから、県が実施する制度「武蔵野の森再生事業」を活用し樹種転換を図った場所である。2014 年 3 月からザ・パック(株)の社員ボランティアにより植樹したが、獣害防止用のネットを被せていなかったため、多くが食害に遭い枯れていた。本活動を通じて 3 年かけて捕植していく計画である。

都市生活者は森林が持つ公益的機能(CO₂ 吸収、森林が貯える水、生態系維持など)の恩恵を受けている。本活動は平素都会で働く企業社員が自らの手で豊かな自然を守り育て、地球温暖化防止や水源涵養能向上に寄与していくことを趣旨としており、植栽活動終了後も苗木が十分に大きくなるまで育林を続けていきたい。

- 活動場所: 埼玉県日高市の民有林(0.12ha)
- 活動内容: 植樹(10 年ほど前にザ・パック(株)が植栽した場所での補植)
- 開催日時: 2023 年 4 月 6 日(土)
- 参加者数: 18 名(株)TSI、ザ・パック(株)の社員ボランティア、EFF)
- 備 考: 植付樹種はクヌギ 20 本、ヤマザクラ 5 本、アカマツ 3 本
※いずれも獣害防止ネットを施用



(左) 獣害防止用のネットを組み立てている



(右) 植え付けた苗木の傍でガッツポーズ

また、2023 年 11 月には、(株)TSI とザ・パック(株)の社員ボランティア計 6 名を迎え入れて、NPO 法人西川・森の市場の指導のもと、植林木周辺の下草刈りと獣害防止ネットのメンテナンスを実施した。長柄鎌の扱いに慣れていない参加者もいたため、次回以降は道具の扱い方を丁寧にレクチャーしたい。

- 開催日時: 2023 年 11 月 28 日(火)9:20~10:50
- 参加者数: 協賛企業 6 名(株)TSI 2 名、ザ・パック(株)4 名)、EFF

【長野県富士見町での植樹事業】

○ 富士見町フォレスト活動

2023 年 6 月 10 日(土)、長野県諏訪郡富士見町の山林において、ザ・パックフォレストの植林イベントを開催した(第 9 号地)。本活動は長野県の『森林(もり)の里親促進事業』を活用し、富士見町立沢区の共有林 1.8ha(アカマツ・カラマツ混交林)を 6 区画に分け、各年 0.3ha を伐採し、その皆伐跡地にカラマツ 700 本/年を 6 年かけて植栽、森林の人工更新を促していく。戦後造林から 70 年以上経過したカラマツとアカマツの混交林は主伐期を迎えている。しかし皆伐後の再造林にかかるコストは森林所有者にとって大きな悩みであり、企業社員が社会貢献活動の場として一部コストを負担することは、双方にとって恩恵がある。

本活動においても、皆伐作業費および材の運搬、地拵えの費用は富士見町が負担し、里親企業に求められる森づくり費用は、苗木とイベント費用(バスチャーター、昼食費用、参加者の保険、軍手等の消耗品など)のみとなる。

初年度はザ・パック㈱の社員ボランティア 35 名が参加した。植林活動終了後も苗木が十分に大きくなるまで育林を続け(下草刈り作業は立沢区の財産管理委員会に委託)、持続可能な森林を作っていきたい。

- 活動場所: 富士見町立沢区の共有林 1.8ha のうち 0.3ha
- 活動内容: 植林活動
- 活動日: 2023 年 6 月 10 日(土)
- 参加者数: 35 名(内訳は、ザ・パック㈱や関係企業の社員やその家族、EFF)
- 備考: 植付樹種はカラマツ 700 本



(左) 平坦な場所なので 3-4 歳児もいっしょに活動できます



(右) 専用の穴掘り機を使えば簡単に植栽可能です



(左) ご夫婦で参加いただきました



(右) 活動終了後の記念撮影

【静岡県川根本町での森林整備事業】

本事業は、2019 年度より中外製薬㈱の協賛を得て、大井川の水源涵養能向上と土砂崩れ防止を目的に、当団体の自主事業として、地元 NPO かわね来風と共催で取り組んでいる森づくり活動である。

○ 植樹地の灌木除去&メンテナンス活動

川根本町 1 号植樹地である上長尾地区(2013 年 3 月植栽)において、中外製薬㈱藤枝工場等の社員とその家族の参加を得て、木の生長を妨げている灌木の除去とメンテナンス活動を行なった。一部には枯れている苗木があるが、全体的には良好に生長している。中外製薬㈱と地元の協力を得て、丁寧な育林を続けていきたい。

- 活動場所： 静岡県榛原郡川根本町上長尾の山林(民有林) 約 0.3ha
- 活動内容： 植樹地の灌木除去とメンテナンス作業
- 活動日： 2023 年 9 月 2 日(土)
- 参加者数： 17 名(うち、中外製薬㈱の社員 9 名+家族 7 名、一般ボランティア 1 名、EFF1 名)



○ 山林の間伐ボランティア活動

適度に間伐することで山林に光を入れて光合成を促進し、主木を生長させ、土砂崩れ防止と水源涵養能の向上に寄与することを目的に、同町の山林において間伐体験と木工イベントを開催した。今後はボランティアが実際に伐った木を翌年の木工 WS で使用したり、地元の木工業者と連携して中外製薬㈱が社会貢献を PR する際のグッズを製作したりするなど(茶箱、コースター、etc.)の計画を立てている。「木づかい活動」にも取り組んでいきたいという中外製薬㈱の意向を受け、地元業者と連携して新しい展開を試みていく。

- 活動場所： 静岡県榛原郡川根本町尾呂久保の山林 0.1ha
- 活動内容： <午前部>間伐活動 <午後部>木工イベント
- 活動日： 2023 年 11 月 8 日(土)
- 参加者数： 12 名(うち、中外製薬㈱の社員 7 名+家族 5 名、EFF1 名)



(左)直径10~15cm程度の木を伐採しました (右)積み木づくりワークショップ
【奈良県吉野町での森林整備事業、植樹地メンテナンス事業】

○ 「元気森・MORI in 吉野山」(間伐体験イベント)

奈良県吉野町の吉野山において、協賛企業であるザ・パック(株)と(株)エディオン、上智大学大学院地球環境学研究科の留学生ボランティアが参加する間伐体験イベント「元気もり・MORI in 吉野山」を開催した。

参加者 42 名を全 5 班に分け、各班の林業専門家による指導のもと吉野山の森林整備に汗を流した。木を倒す場合、通常は倒す方向を決め、手鋸で受け口(三角形の切れ込み)を作った後、反対側の追い口から切っていく、ロープで引き倒す。しかし今回活動した山林は相当に長期間枝打ちや間伐などの整備をせず放置されていたようで、朽ちた木が多く、それらは手で押すだけでも容易に倒せてしまっていた。間伐後は陽の光が入るようになり、気持ちの良い山林へと生まれ変わった。



上智大学織先生と留学生

活動終了後は森林セラピー弁当を配給して解散としたが、「吉野と暮らす会」(吉野町の林業家、製材所、集材工場、木工所の後継者有志で結成)が主催する「よしのウッドフェス」へと繰り出した参加者も多かったようだ。

- 活動場所: 奈良県吉野郡吉野町吉野山の民有林 1.0ha
- 活動内容: スギ・ヒノキの混合林の間伐
- 活動日: 2023年10月21日(土)
- 参加者数: 42名 (内訳) 協賛企業社員 24名(ザ・パック(株)19名、(株)エディオン7名)、上智大学大学院地球環境学研究科の留学生 14名、EFF

○ 世界(文化)遺産吉野の山の森林保全と育成

2010年11月より、(株)パル、町内の山林所有者北岡本店、吉野中央森林組合、ザ・パック(株)と5者協定「世界(文化)遺産吉野の山の森林保全と育成を目的とした「PAL/フォレスト植林」を結び、生物多様性の森への保全と育成を目指して、緑の保全活動と植林事業を展開している。植樹から10年以上が経過し、一部陽当たりや土質の悪さから生育の悪い木もあるが、多くの苗木は7~8mほどに生長している。



茂った下草(すすきや笹)を刈る様子

2023年11月は、(株)パルとザ・パック(株)より社員ボランティア計37名を迎え入れて、吉野中央森林組合の指導を仰ぎながら、植樹地の下草刈り作業を実施した。

参加者の手際が良かったこともあり、予定よりも早く作業が終了した。参加者には概ね満足いただけたと思うが、少し物足りなく感じた方もいたかもしれない。次回は、森林組合と協議して作業量を増やすなどの調整をしたい。

- 活動場所: 奈良県吉野郡吉野町の民有林 0.5ha
- 活動内容: 植樹地の下草刈り
- 活動日: 2023年11月11日(土)

- 参加者数: 40 名 (うち、㈱パル 22 名、ザ・パックス㈱15 名、EFF3 名)

【大阪府四條畷市での森林整備事業】

○ 四條畷市ふれあいの森づくり活動(間伐)

本活動は、ザ・パックス㈱が 2016 年から大阪府四條畷市の山林においてスタートした活動(ザ・パックスフォレスト第 8 号地)で、年 3 回のペースで同社社員が参加する間伐体験イベントを開催している。大阪府が実施している「アドプトフォレスト制度」を活用し、スギ・ヒノキの混交林の間伐することで、生物多様性の保全とともに地域景観の整備と憩いの場作りを通じ荒れた森林の再生を目指している。2023 年度より本活動についても EFF が事務局を務めることとなった。4 月は雨天で中止となったが、6 月、10 月は開催することができ、のべ 36 人の参加を得て、大阪の都市近郊(バスで 1 時間程度)で貴重な山林の整備に取り組んだ。今後は、同社の新入社員研修プログラムにも活用していくことを協議中。

- 活動場所: 大阪府が所有する公有林(四條畷市立野外活動センターより徒歩圏)
- 活動内容: スギ・ヒノキの混交林の間伐
- 活動日: 2023 年 6 月 10 日(土)、10 月 14 日(土)
※4 月 15 日(土)は雨天中止
※6 月 10 日(土)は富士見フォレストと重複したため EFF は不参加
- 参加者数: 6 月 10 日(土)...12 人、10 月 14 日(土)...24 人



(左)伐採した木は、その後も作業しやすいように枝打ち



(右)集合写真



(左)10~15 cmほどのヒノキを伐採しました



(右)活動終了後には、スモア(焼いたマシュマロをチョコと
いっしょにビスケットで挟んだお菓子)を作りました。

【広島県竹原市での植樹地メンテナンス事業、植樹活動】

○ 植樹地の下刈り活動

2020 年より COVID-19 の感染拡大防止を図るため、大勢のボランティアを集めて開催する森林保全イベントは開催を見送ってきたが、感染症の位置づけが 5 類に移行したことから、少しずつ従来の活動規模に戻りつつある。竹原市での本活動も同様である。

2018 年 7 月に発生した記録的な集中豪雨「平成 30 年 7 月豪雨」は、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、深刻な土砂災害を引き起こした。バンブー・ジョイ・ハイランド公園周辺の山林も同様に土砂が流出、斜面が崩落していることから、その災害跡地の自然再生を目的に 2023 年 3 月に植栽活動を行なった。本活動は、その際に植栽した苗木(モミジ 10 本、ヤマザクラ 10 本、ヤマモモ 40 本、スーパーマツ 40 本)の育林を目的とした下草刈りイベントである。

- 活動場所: 広島県竹原市高崎町(バンブー・ジョイ・ハイランド周辺の山林) 0.2ha
- 活動内容: 2023 年 3 月に植栽地の下刈りと整備
- 活動日: 2023 年 8 月 26 日(土)
- 参加者数: 22 名 (内訳: 協賛企業 15 名、竹原市役所 5 名、EFF4 名)



(左)中腰になって手鎌で刈る作業はなかなかハード



(右)植林木には獣害防止用のカバーを被せています



(左)一瞬だけ手を止めていただきカメラ目線で



(右)8 月の暑い中の作業、おつかれさまでした!

○ 2024 広島フォレスト植林活動 in たけはら 春の植樹活動&20 周年記念フォーラム

前項の活動と同様に、「平成 30 年 7 月豪雨」によって崩落した斜面の山林再生を目的として、植樹イベントを開催した。この地域は降雨量が少ない瀬戸内独特の気候や、「まさ土」と呼ばれる花こう岩土壌の性質もあり、森林火災や土砂災害が起きやすい特徴がある。土砂崩れ防止と水源涵養能の向上に寄与するという趣旨で活動を継続し、広島県都市部の企業ボランティアに参加を呼びかけて支援を募るとともに地元市民の参画を工夫していく。

2004 年からスタートした竹原市での本活動は今年 20 周年を迎える。そこで、2024 年 3 月は 20 周年記念イベントとして、午前に植樹活動を行い、午後は 20 周年記念フォーラムを開催した。午前の植樹活動には、協賛企業 3 社(株エディオン、(株)フィル・エ・クチャーレ、ザ・パック(株))の社員、竹原市職員、市民など計 51 名の参加を得て、モミジ 210 本を植樹した(全てに獣害防止ネット施用)。小雨が降る中での作業だったが、植樹地が平坦だったこともあり、ケガ人もなく無事に植付作業を実施することができた。企業や地元市民、森林組合等の協力を得て、育樹を続けていきたい。

午後の 20 周年記念フォーラムには、植栽活動の参加者から協賛企業 2 社(株)フィル・エ・クチャーレ、ザ・パック(株)の社員、竹原市職員、竹原市民など計 17 名が参加した。前半では、当団体から写真などを交えて広島フォレスト立ち上げの経緯や 20 年の歴史を説明した。後半にはザ・パック(株)の社員、竹原市で子どもを育てるママ、竹原市職員、森林組合職員に登壇いただき、パネルセッションを行った。セッションでは本活動に参加する多様な人々の視点からの感想、意見や提案をいただいた。20 年の歴史を共有するとともに、今後の活動発展に関するアイデアについて意見交換し、ボランティアの参加意欲を高める機会とすることができた。午前の植栽活動から午後のフォーラムに続けて参加する人が減ってしまったため、同様の企画を催す際は参加者を増やす工夫を検討したい。

- 活動場所: 広島県竹原市高崎町(バンブー・ジョイ・ハイランド裏手の山林) 約 0.2ha
バンブー・ジョイ・ハイランド会議室
- 活動内容: <午前の部>植林活動 <午後の部>広島フォレスト 20 周年記念フォーラムの開催
- 活動日: 2024 年 3 月 23 日(土) <午前の部>10:00~12:00 <午後の部>13:00~15:00
- 参加者数: <午前の部> 54 名
(内訳) ・協賛企業(ザ・パック(株)...8 名、(株)フィル・エ・クチャーレ...3 名、(株)エディオン...6 名)
・竹原市民...34 名 ・竹原市...1 名 ・EFF...3 名
<午後の部> 21 名
(内訳) ・協賛企業(ザ・パック(株)...8 名、(株)フィル・エ・クチャーレ...3 名)
・竹原市民...6 名 ・竹原市...1 名 ・EFF...3 名
- 備考: 植付樹種はモミジ 217 本(うち、記念植樹 7 本)
※すべての苗木に獣害防止用のカバーを施用



(左)小雨の中の作業、ありがとうございました！



(右)20 周年記念おめでとうございました

また、ザ・パック(株)より、川や海の保全にもつながるようなザ・パックフォレストの新しい活動スタイルを検討したいという相談が寄せられた。まずは関東圏の社員を対象にトライアルする方向で協議を進めており、荒川を中心に当該テーマの実績が豊富な NPO 法人荒川クリーンエイド・フォーラム (ACF) をザ・パック(株)の担当者とともにヒアリング、ACF が主催するクリーンアップ活動に参加した。

ザ・パックフォレストは、秋は間伐、春は植栽の活動で慌ただしい。真夏はスケジュールが比較的ゆるやかだが、猛暑日に河川のごみ拾いを実施するのは健康被害が起こるリスクがある。具体的な日程や開催方法を含め、ザ・パック(株)と検討を続けていく。

〈荒川クリーンエイド・フォーラムへのヒアリング〉

- 日 時： 2023 年 6 月 27 日(火)15:00～16:30
- 場 所： 荒川クリーンエイド・フォーラム事務所(東京都江戸川区)

〈クリーンアップ活動への参加〉

- 日 時： 2023 年 9 月 16 日(土)
- 場 所： 荒川河川敷(都営新宿線東大島駅徒歩 10 分程度)



〈集めたごみ〉

燃やすごみ...12 袋(45L)、PET ボトル...5 袋(45L)、びん...3 袋(25L)、缶...2 袋(25L)、粗大ごみ...1 個

【千葉県君津市での自然体験活動拠点の基盤整備事業】

千葉県君津市での農業体験の基盤整備は、コロナ禍が只中の 2021 年春からスタートして以来 3 年が経過した。現在の三田地区の耕地では 2 年目のシーズンが終わった。日当たりも良好で、活動拠点である通称「小櫃ハウス」からも近く、原則週末を中心として、年間安定した活動ができるようになってきた。現在の畑を借りた際に仲介下さった方のお陰で、近隣住民と交流が生まれ、噂を聞きつけた地域住民から、「自分の所の耕作放棄地もやってくれないか」と持ち掛けられることも出てきており、農村の耕作放棄地の課題を肌で感じる。また、畑の地主からの依頼で、現在の畑に隣接する場所に果樹を植えることとなった。

畑の全体プランニングとスケジュール管理は、会長の高橋が年間 100 日超現場に通いながら担っている。また個別作業には定期的に有志のボランティアが参加している。11 月の芋煮会、2 月の味噌づくりワークショップには家族連れなどが参加した。週末のみという制約条件下で、豊作でよくできた作物と不作であった作物があり、農薬を使用せず害虫被害で不作となった作物もあり、まだまだ試行錯誤が続いている。

理事の関係者など定期的に来訪してくれる方がいる一方で、不特定多数の参加者を募るプログラムについてはノウハウ、マンパワーが欠けており、活動資金の確保も含めて引き続き課題を残している。

- 活動場所： 千葉県君津市三田(耕作放棄地約 450 m²)
- 活動内容：

4 月	耕耘、畝立て(3 畝)、植付(芋類、穀類、豆類、夏野菜) 隣接する地主の土地に果樹(ミカン、イチジク)を植樹
5 月	耕耘、畝立て(2 畝)、植付(夏野菜)、誘引用支柱等設置 収穫(そら豆、玉ねぎ)
6 月	水やり、草取り、芽かき、追肥、補植(夏野菜)、収穫(キュウリ、ナス、ジャガイモ)、君津市・豊果の森で収穫した梅の加工
7 月	水やり、草取り、追肥、土寄せ、誘引、収穫(枝豆、夏野菜)、梅の土用干し 植付(黒豆)、果樹園下刈り
8 月	草取り、追肥、誘引用支柱等撤去、収穫(夏野菜)、夏野菜畝片付け
9 月	夏野菜畝片付け、耕耘、畝立て(2 畝) 植付(秋冬野菜)
10 月	耕耘、畝立て(2 畝)、植付(イチゴ、ニンニク、そら豆、白菜、キャベツ、玉ねぎ)、果樹園下刈り
11 月	植付(そら豆、エンドウ)、収穫(芋類、レタス、落花生)、芋煮会(11/4・18)
12 月	収穫(芋類、秋冬野菜)、地域の関係者挨拶周り
1 月	追肥、耕耘、収穫(白菜、大根)、漬物仕込み
2 月	追肥、畝立て(1 畝)、果樹補植(ブルーベリー)、植付(ジャガイモ)
3 月	味噌作り WS(3/4)、防草シート設置
- 参加者数： 年間延べ 108 日で、延べ参加者数 200 人程度



(写真左) 芋煮会の際に参加者が畑の見学に。



(写真右) 2022 年度から借りている三田地区の圃場。

(2) 海外環境保全事業

【ブラジル・アマゾン河口島での植樹事業】

アマゾン河口に位置するパラ州の州都ベレン市に属するコチジューバ島(約 1,600ha)は、人口約 9 千人で、零細な農業、漁業、商業と観光業で成り立っている。近年、宅地開発などで島内の自然林の伐採が進み、熱帯地域特有のスコールなどによる河岸の土壌浸食(エロージョン)が激しくなっている。島の北部で特に河岸の崩壊が著しく、学校の校舎が崩落の危機にあるなど、住民生活にも影響が出ている。当団体の現地カウンターパート団体 Asflora を通じて地元住民から侵食防止のための植樹を支援して欲しいとの要請があり、まず 2023 年～2025 年の 3 年計画で取り組むこととなった。

土壌浸食の原因の一つは、森林伐採で雨水が植生の無くなった地表を伝って急激に河川に流れ出すことも一因であろうが、河川の流れや波(河川とはいえず、島があるアマゾン河口は川幅が 20km 以上もあり、海と同じように波が立つ)の影響なども考えられ、まだ確固としたエビデンスは得られていない。さらに、現地の土地所有事情が複雑で、違法、脱法のケースも多く、河辺に違法な建物を建てている所有者は、森林保全や植樹活動に対して冷ややかで、植えた苗木を抜き去るなど悪質な妨害行為も発生している。

他方で、地域住民組織や学校、警察などは、活動の趣旨に賛同してくれ、住民間でこの問題について議論したり、植樹に必要な苗木を島内で育苗したりするなど、自分事として取り組む姿勢も生まれつつある。Asflora のスタッフが定期的に島を訪問し、環境問題に関する啓発活動を行うことで、住民の間で河岸の土壌侵食問題の一因が森林減少の影響もあることに理解が進んでいる。

2023 年 12 月上旬に、理事長の古瀬が 5 年ぶりに現地を訪問し、Asflora のスタッフとの打合せや現地住民との意見交換の場に参加した。気候変動の影響も相俟って、島嶼部の土壌浸食は島の住民にとって生活環境の悪化、生存環境の危機的状況にも繋がっており 10 年程度腰を据えて当該地域での植樹を実施し、土壌侵食を食い止める一助としたい。

(プロジェクトの概要)

- 活動場所: ブラジル連邦共和国パラ州ベレン市コチジューバ島
- 活動内容: 河岸侵食が進むエリアでの植樹活動、植樹に必要な苗木の育苗
島の住民組織への啓発活動、関係機関との意見交換
- 活動日: 4～10 月 苗木育苗(Asflora 内で約 1,600 本、島内有志家庭で約 400 本、40 種程度)
11 月 苗木等資材の搬入、植樹地の地拵え
11～1 月 数日に分けて地元住民参加で 2,120 本を植樹
※植樹地は点在しており、合計での植付面積は約 2,000 m²
- 参加者数: のべ 130 名程度
- 備考: 活動資金は「公益信託地球環境日本基金」及び「緑の募金」の助成を受けた。



(写真左)河岸侵食は学校校舎近くまで迫る。(写真中)島民有志が植樹用苗木を育苗する苗畑。

(写真右)植樹活動には、学校の児童や父兄も参加。

(3) バガス(非木材紙)普及事業

【大学の学園祭へのバガスモールド(エコ容器)普及販売事業】

エコ学園祭を推進する商材としてバガスモールドの導入を働きかけてきたが、2019 年度冬からは新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大による影響で、オフラインの大学祭は以降 3 年にわたり開催が見送られてきた。コロナ禍が明け、2023 年度より従来と同様の開催形式と規模で再び開催できることになったことから、以前から取引のあった農大 2 校に対するバガスモールドの販売を復活させることができています。

砂糖きびの搾りかす(バガス)を原料にしたバガスモールドは、未利用資源を活用、木材資源の消費低減から森林保全に寄与するとともに、焼却処理しても有害物質を発生させず、土中で容易に自然分解できるという優れた特徴を持つことから、20 年以上前から大学生の学内環境活動の一つとして注目されてきた。

2012 年からは、バガスモールド導入にかかわる事柄だけではなく、他の環境企画やバガスモールドを土壌分解させるコツやノウハウの提供、学園祭実行委員会の人材獲得戦略や組織運営などの相談にも乗りながら、モールドの導入を働きかけてきたが、大学生数の減少や環境サークルの解散などで、そもそも大学祭の環境対策に取り組む大学が減ってきている。既存の農大 2 校を中心に実績を拡散し、大学に限らずプラスチックフリーに関心を寄せる民間企業へも働きかけていくことを検討したい。

<2023 年度 学園祭でのバガスモールド導入実績(個数)>

大学名/企業名 (開催日時/納品日)	どんぶり				パック		丸皿				平角皿		コップ	モールド 合計	木製 スプーン・フォーク
	MD-3	MD-5	MD-6	MD-7	MP-1	MP-2	MM-3	MM-4	MM-9	MM-10	MT-1	MT-3	L051		WS、WF
	φ154×54	φ160×68	φ135×47	φ112×45	184×129 ×44	171×118 ×37	φ220×20	φ180×17	φ152×47	φ220×20 仕切り	200×111 ×13	200×140 ×17	φ80×91		165mm、140mm
㈱ピーエーイー (6月21日)					50		100							150	
東京農業大学 世田谷キャンパス (11月3～5日)	5,500					15,100						5,000	14,200	39,800	31,600
東京農業大学 厚木キャンパス (11月4～5日)	4,650	2,000	950	1,850	400	850		1,550	500		1,550	200	550	15,050	1,500
合計	10,150	2,000	950	1,850	450	15,950	100	1,550	500	0	1,550	5,200	14,750	55,000	33,100



(4) 環境助成金プログラム支援事業

【自伐型林業地域実装による森の就労支援事業(休眠預金等活用事業 / 緊急枠)】

本事業は JANPIA((一財)日本民間公益活動連携機構)が実施する休眠預金等活用事業の「2022 年度新型コロナナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠」に係る資金分配団体に、(特非)自伐型林業推進協会、ランドブレイン(株)と 3 者でコンソーシアムを組み実施した。助成事業の骨子は、「コロナ禍や物価高騰の影響を受け、自ら仕事や生き方を変えるきっかけを求める人」、「経済的・環境的に持続可能で災害に強い森づくり手法である自伐型林業の森林経営スタイルに共感する全国の林業就業希望者」を対象に、自伐型林業の技術研修・経営指導、受講者が自伐型林業を生業として自立していくための山林・機材確保、林業関係者の支援体制づくり等の推進を行う総合的な取組に対して支援を行うというものである。

今年度は各団体の事業実施に対してコンソーシアム団体が実行団体ごとに担当を決め、定期的に現地訪問やオンラインを通じて伴走支援を行った。2024 年 1 月末までに実行団体の事業が完了し、2 月に各実行団体から事業完了報告書や精算報告書が提出され、これに基づいて、3 月には資金分配団体から各実行団体への監査を実施した。

〈助成事業の概要〉

- 対象となる地域： 日本国内の全域
- 対象団体： 自伐型林業を実践する民間公益活動を行う団体(複数団体によるコンソーシアム可)
- 助成期間： 1 年間(2022 年 9 月～2024 年 3 月)
- 助成額： 1 実行団体当たりの助成上限額は 1000 万円/年
※助成総額は 10000 万円を目途とする

〈自伐型林業地域実装による森の就労支援事業 実行団体〉

No.	実行団体名称	所在地	確定助成金額	申請事業名称
(1)	一般社団法人東北・広域森林マネジメント機構	岩手県	10,000,000 円	東北自伐型林業塾
(2)	栃木県自伐型林業推進協会とちのもり 〈コンソーシアム〉一般社団法人 山守学舎	栃木県	10,000,000 円	自伐型林業による共創のもりづくり ～人に喜ばれ、稼ぎのある美しい山づくり～
(3)	ほくりく自伐型林業協議会	福井県	10,000,000 円	自伐型林業自立支援プログラム in JAPAN ～森から学ぶ自立に向けた知識・技術習得プログラム～
(4)	一般社団法人ディバースライン	長野県	9,990,000 円	自伐型林業就労支援プログラム実施による 就労定着支援事業 ～森とくらし森ではたら くライフスタイルの創造～
(5)	天竜小さな林業春野研究組合	静岡県	10,000,000 円	小規模持続型林業による希望ある未来への 礎づくり ～担い手育成、木材の流域流 通モデル構築・地域間支援連携～
(6)	株式会社 ワイルドwind	京都府	10,000,000 円	吉野発、次世代の「山守」育成事業
(7)	智頭町複業協同組合	鳥取県	9,995,000 円	智頭の森を守る自伐林業家を持続可能に する地域内事業開発事業
(8)	株式会社 FOREST WORKER	広島県	10,000,000 円	林業就業を目指した技術習得プログラムの 創造事業 ～地域に根ざした生業としての 育林研修プログラム～

(9)	高知地域林業ネットワーク	高知県	9,976,195 円	高知で始める地域の林業なりわい創生事業 ～根っこでつながる小さい林業ネットワーク～
(10)	九州林業塾	福岡県	10,000,000 円	九州林業塾
助成総額			99,961,195 円	

〈成果報告会開催〉

2023 年 12 月には助成事業を対外的に発表する場として、「全国を紡ぐ休眠預金 ～未来を照らす森業～」と題して成果報告会を開催した。本助成事業を終えた実行団体の皆さんが東京に参集し、1 年間の取り組みを報告、お互いに意見交換を行った。報告会では本事業の審査委員も交えてのパネルディスカッションを行い、1 年間の取り組みを助成終了後にどう活かし、発展させて行くかという視点で活発な議論も見られた。

成果報告会の概要は以下の通り。

- 日 時： 2023 年 12 月 9 日(土)10:30～18:00
- 場 所： 飯野ホール(東京都千代田区)
- 参加者： 84 名(実行団体(10 団体)の役員・スタッフ、コンソーシアムメンバー、審査委員など)
- 内 容：
 - ・ 事業説明と成果報告
 - ・ 研修生へのアンケート結果報告
 - ・ 実行団体からのプレゼンテーション
 - ・ パネルディスカッション
 - テーマ 1： 地域人材の育成と現状・課題解決
 - テーマ 2： 地域コミュニティ活性化

(写真下)

成果報告会のパネルディスカッションの様子。
パネラーには実行団体の方、審査委員、JANPIA の PO の方が登壇。
モデレーターは資金分配団体のメンバーが務めた。



【地域の森林を守り育てる生業創出支援事業(休眠預金等活用事業/通常枠)】

2020 年度の休眠預金等活用事業(通常枠)の資金分配団体に選定され、(特非)自伐型林業推進協会及びランドブレイン(株)とコンソーシアムを組んで実施して来た「地域の森林を守り育てる生業創出支援事業」が今期で終了した。事業の趣旨は、少子高齢化、人口減少が進行することにより、活力が失われている中山間地域において、その面積の約 8 割を占める森林資源に着目し、持続可能な森林施業を可能にする「自伐型林業」の手法等を活用し、地域に住み続けられる半林半Xの生業づくり創出を支援しようとするものである。

助成事業の概要は以下の通りである。

〈助成事業の概要〉

- 【対象となる地域】 日本国内の全域
- 【対象団体】 持続可能な森林資源活用に関心を持ち、中山間地域での生業づくりを実践可能な団体
(地域おこし協力隊、地域商社、環境系 NPO 等)
- 【助成期間】 3 年(2021～2023 年度)
- 【助成額】 1 実行団体当たりの助成上限額は 700 万円(3 年間)
※助成総額は 3500 万円を目途とする
※助成金と別枠で評価関連経費分助成あり。

2023 年度は助成期間の 3 年目に当たり、実行団体 5 団体の伴走支援、3 年目の助成金の支払いを行った他、資金分配団体としての本助成事業の中間評価を行い、各実行団体の事業終了に伴い、精算を進めた。

〈地域の森林を守り育てる生業創出支援事業 実行団体〉

No.	団体名	所在地	今年度 助成金支払額 (助成仮確定額)	申請事業名
(1)	合同会社 百	宮城県	1,100,000 円 (3,840,000 円)	「食とエネルギーの自給 100%」を体験できるエコモデーションの運営と木質資源の新しい価値の創出
(2)	株式会社 ワイルドウインド	京都府	612,000 円 (7,336,000 円)	自然資源活用での地域生活を目指す方の独立支援事業
(3)	株式会社 FOREST WORKER	広島県	1,096,400 円 (7,312,000 円)	林業における複業型就労の提案
(4)	一般社団法人 ディバースライン	群馬県	235,000 円 (7,336,000 円)	森の担い手育成と森・人・地域社会を豊かにする事業
(5)	株式会社 皐月屋	鳥取県	2,033,200 円 (7,316,000 円)	「人を活かす山を創る」場づくりと自伐型林業人材、複業・兼業人材の創出事業
助成総額			5,076,600 円 (33,140,000 円)	

注) 助成額は事業と別枠の評価関連経費を含んだ額。
精算作業途上のため、助成確定額は暫定額である。

【(公財)東急財団 多摩川の美しい未来づくり助成】

2020 年度より、(公財)東急財団が実施している環境分野助成事業のプログラム再編を支援してきた。従来のプログラムでは研究者が対象だったが、実践的活動に取り組む民間非営利団体も助成対象とする「多摩川の美しい未来づくり助成」が今年度スタートした。初年度となる 2024 年度助成は、22 件の応募に対し、選考委員会による厳正な審議を経て助成先として 9 件(研究者・研究機関 5 件、民間非営利団体 4 件)を採択し、総額 11,535,919 円の助成を決定した。

当団体では、助成プログラムのリニューアルに伴う一連の作業(助成プログラムの改訂、公募促進のための広報支援、選考委員会の開催、採択団体の助成手続き、採択結果の公表)について、事務局の運営を補佐し、助言やアドバイスを提供した。また、理事長の古瀬が外部選考委員の 1 人を務めた。具体的なスケジュールは以下の通り。

〈スケジュール〉

- 2023 年 7 月 1 日(土)～ 助成プログラムの公開、広報開始
- 9 月 1 日(金)～10 月 31 日(火) 応募受付期間
- 12 月 20 日(水) 一次選考委員会
- 2024 年 1 月 19 日(金) 二次選考委員会
- 3 月 5 日(火) 助成採択結果の公表

〈助成プログラム概要〉

- 助成対象となる研究・活動... 多摩川およびその流域の環境保全・改善に関する研究・活動等
 - ※ 以下のような研究・活動等を想定
 - ① 研究者・研究機関(団体)が地域や住民に対して発信をする活動、巻き込んで行う研究等
 - ② 民間非営利団体(NPO/NGO 等)が一定の科学的根拠(エビデンス)に基づいて行う活動等
 - ③ 研究者・研究機関(団体)と民間非営利団体(NPO/NGO 等)が協働して推進する研究および活動等
 - ④ ①～③を行う準備のための研究および活動等
 - ※ 以下の条件を満たすもの
 - ・ 一定の科学的根拠(エビデンス)に基づくもの
 - ・ 直接的、あるいは間接的に広く地域住民の環境意識の向上や行動変容につながるもの
 - ※ 以下のような研究・活動等を積極的に応援
 - ・ 研究者・研究機関(団体)と民間非営利団体(NPO/NGO 等)が協働して推進する多分野協力型、実践型、提言型の研究および活動等
 - ・ 狭義の学問領域の枠を超え、成果を社会に還元する学際的・総合的な研究および活動等
- 助成の枠組み... 研究や活動の計画レベルに応じて、2 つの助成コースを選択可能



2011 年の東日本大震災の津波等の影響で発生した福島第一原子力発電所事故は、国際原子力事象評価尺度 (INES) のレベル 7 に相当する未曾有の事故である。その廃炉作業は、この先 30~40 年がかかると目されている。当法人では 2014 年から廃炉・汚染水対策に係る基金管理を担って来たが、これに関連して廃炉工程のプロセス等でも不可欠となる原子力技術分野の研究・技術開発・人材育成や技術伝承やサプライチェーンが、長期間原子力発電所が運転停止をしている影響から、危機的な状況にある。そうしたサプライチェーンの維持や安全管理技術の向上を趣旨とした資源エネルギー庁管轄予算の以下の補助金の執行管理業務を担っている。

【原子力産業基盤強化事業費補助金】

本補助金は、平成 25 年度から基金設置法人として関与して来た廃炉汚染水対策事業の派生事業の一つである。廃炉技術等を支える原子力産業分野の機器・サービスの安全性や信頼性向上に資する取り組み、人材育成や技術の伝承、サプライチェーンの維持等を目的とする取り組みに対して、当該経費の一部を補助することにより、原子力の安全性・信頼性を支えている原子力産業基盤の維持・強化を図ることを目的とするものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。

主な執行概要は以下の通りである。

(補助事業の採択件数・金額)

- 補助事業数: 30 事業(うち、令和 4 年度繰越 2 事業)
- 補助金交付実績額: 910,681 千円

【原子力の安全性向上に資する技術開発費補助金】

福島原発事故のような過酷事故下では大量の水素が発生し、水素爆破が生じた。廃炉の取り組みは進行中であるが、未だ燃料デブリ回収は目途が立っておらず、過酷事故を起こさないための対策は不可欠である。本補助金は、原子力技術の安全対策の高度化に関する研究及び開発を促進することを目的としており、我が国における原子力技術の安全水準の向上、信頼回復を図るものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。

主な執行概要は以下の通りである。

(補助事業の採択件数・金額)

- 補助事業数: 21 事業(うち、令和 4 年度繰越 2 事業)
- 補助金交付実績額: 1,247,191 千円

【社会的要請に応える革新的な原子力技術開発支援事業補助金】

社会的な要請から再生可能エネルギー導入の拡大や電力自由化など社会環境変化が進む中において、原子力の分野においても革新的な技術開発を促進することが求められる。本補助金は、安全性・経済性・機動性に優れた原子力技術の高度化に資する技術開発に要する経費に対して、当該経費の一部を補助することにより、社会的要請に応える原子力技術の開発を促進し、我が国の原子力の信頼回復、産業基盤の強化を図ることを目的とするものである。当団体では本補助金の執行団体として、補助金の事務局を担った。

主な執行概要は以下の通りである。

(補助事業の採択件数・金額)

- 補助事業数: 9 事業
- 補助金交付実績額: 894,287 千円

2023 年度 ご寄付ご協賛企業・団体一覧

■ 商品の売上げや、サービスによる収益の一部からのご寄附・ご支援

 <p>ザ・パックは人と自然を大切にしています</p>	<p>ザ・パック株式会社 https://www.thepack.co.jp/</p> <p>EFF が植林活動を開始した 2000 年から商品売上げの一部で国内森林保全活動を継続してご支援いただくと共に、整備活動にも参加いただいています。</p>
<p>峠の壺めし本舗 おぎのや</p>	<p>株式会社荻野屋 https://www.oginoya.co.jp/</p> <p>国内環境保全活動を環境に配慮したパッケージを使用した商品の売上の一部でご支援頂いています。</p>
	<p>服部製紙株式会社 https://www.hattoripaper.co.jp/</p> <p>国内・海外の環境保全活動に環境に配慮したパッケージを使用した商品の売上の一部でご支援頂いています。</p>

■ 各プロジェクトへのご寄付・ご協賛

<p>すべての革新は患者さんのために</p>  <p>中外製薬</p>  <p>ロシュグループ</p>	<p>中外製薬株式会社 https://www.chugai-pharm.co.jp/</p> <p>国内森林保全活動(静岡県川根本町)に、ご協賛・ご参加頂きました。</p>
	<p>株式会社 NTT ドコモ https://www.docomo.ne.jp/</p> <p>国内森林保全活動(千葉県富津市)に、ご協賛頂きました。</p>
	<p>株式会社 TSI ホールディング</p> <p>国内森林保全活動(埼玉県日高市)に、ご協賛・ご参加頂きました。</p>
	<p>株式会社エディオン https://www.edion.com/</p> <p>国内森林保全活動(広島県竹原市)に、ご協賛・ご参加頂きました。</p>
	<p>株式会社バリュープランニング</p> <p>https://www.valueplanning.co.jp/</p> <p>海外環境保全活動(ブラジル・アマゾンの熱帯雨林再生)に、キャンペーン期間中の売上げの一部をご寄付いただきました。</p>

■ その他事業は、今年度は実施せず。

令和3年度

決算報告書

第 22 期

自 令和3年 4月 1日

至 令和4年 3月31日

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

東京都千代田区神田須田町2-2-5CTNビル3F

令和3年度 貸借対照表

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	333,214,941		
未収金	63,912,316		
棚卸資産	610,626		
貯蔵品	1,110		
前払費用	227,480		
立替金	36,295		
仮払金	1,000,000		
流動資産合計		399,002,768	
2. 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	62,003		
	62,003		
(投資その他の資産)			
保証金	600,000		
預り基金特定資産	5,335,189		
	5,935,189		
固定資産合計		5,997,192	
資産の部合計			404,999,960
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	29,209,804		
前受金	33,000		
預り金	340,080,899		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		369,393,703	
2. 固定負債			
長短期借入金	9,600,000		
預り基金	5,335,189		
固定負債合計		14,935,189	
負債の部合計			384,328,892
III. 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		15,477,809	
当期正味財産増加額		5,193,259	
正味財産の部合計			20,671,068
負債及び正味財産の部合計			404,999,960

令和3年度 活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 経常収益		
1. 受取会費	100,000	
2. 受取寄附金	10,488,116	
3. 受取補助金等	72,118,772	
4. 事業収益	3,822,835	
5. その他収益	183,177	
経常収益計		86,712,900
II. 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	21,543,105	
福利厚生費	789,487	
人材派遣費	16,711,121	
人件費計	39,043,713	
(2) その他経費		
旅費交通費	1,020,199	
通信運搬費	161,731	
消耗品費	157,855	
資材費	95,824	
水光熱費	226,979	
地代家賃	2,333,760	
賃借料	1,577,356	
租税公課	1,000	
外注費	32,225,304	
支払手数料	78,822	
売上原価	189,225	
雑費	29,840	
その他経費計	38,097,895	
事業費計		77,141,608
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	2,119,574	
福利厚生費	12,653	
人材派遣費	10,120	
人件費計	2,142,347	
(2) その他経費		
会議費	20,400	
旅費交通費	138,893	
通信運搬費	169,745	
消耗品費	35,615	
地代家賃	360,000	
賃借料	22,836	
減価償却費	61,999	
租税公課	204	
外注費	1,228,878	
支払手数料	39,753	
雑費	87,363	
その他経費計	2,165,686	
管理費計		4,308,033
経常費用計		81,449,641
当期経常増減額		5,263,259
税引前当期正味財産増減額		5,263,259
法人税、住民税及び事業税		70,000
当期正味財産増減額		5,193,259
前期繰越正味財産額		15,477,809
次期繰越正味財産額		20,671,068

令和3年度 財産目録

令和4年3月31日現在

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科目・摘要		金額	
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
普通預金	三菱東京UFJ銀行(赤坂見附支店)	11,144,839	
普通預金	三井住友銀行(神田支店)	1,079,172	
普通預金	三菱東京UFJ銀行(赤坂見附支店)N連	111	
普通預金	みずほ銀行(廃炉)	73,134	
普通預金	みずほ銀行(経費口)	3,241,978	
普通預金	みずほ銀行(神田駅前支店)	306,465,583	
普通預金	みずほ信託銀行(廃炉)	10,226	
普通預金	みずほ銀行(コロナ口)	3,452,498	
普通預金	みずほ銀行(通常口)	7,747,400	
未収金			
未収金	助成金、寄附金等	5,168,259	
未収金	補助金	58,744,057	
棚卸資産	生地原反・結糸商品	610,626	
貯蔵品	切手、印紙等	1,110	
前払費用	家賃、共益費、顧問弁護士報酬	227,480	
立替金	CEPA立替経費	36,295	
短期貸付金	グリーン連合へ貸付	1,000,000	
流動資産合計			399,002,768
2. 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	デスクトップPC等	62,003	
(投資その他の資産)			
保証金	分室保証金	600,000	
預り基金特定資産			
	廃炉・汚染水対策基金	5,335,189	
固定資産合計			5,997,192
資産の部合計			404,999,960
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
未払金	立替経費、社会保険料等	316,485	
未払金	MRA業務委託料等	24,850,838	
未払金	休眠事業コンソーシアム立替経費	4,042,481	
前受金	CEPA委託料R4.4月分	33,000	
預り金			
預り金	源泉所得税	395,618	
預り金	交付金	328,485,383	
預り金	休眠預金助成金(コロナ枠分)	3,452,498	
預り金	休眠預金助成金(通常枠分)	7,747,400	
未払法人税等			
		70,000	
流動負債合計			369,393,703
2. 固定負債			
長期借入金	古瀬理事長より借入	9,600,000	
預り基金			
経済産業省	廃炉・汚染水対策事業費補助金	5,335,189	
固定負債合計			14,935,189
負債の部合計			384,328,892
正味財産			20,671,068

財務諸表の注記

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………個別法による原価法により行っています。

貯蔵品……………最終仕入原価法により行っています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

(その1)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	岩手・西和賀町 植樹地メンテナンス	千葉・君津市 森林整備	埼玉・秩父郡 森林整備	奈良・吉野町 森林整備	広島・竹原市 植樹地メンテナンス	新規案件 対応等調査
(人件費)						
給料手当(事業)	120,000	120,000	60,000	117,600	120,000	536,800
人材派遣費(事業)						
福利厚生費(事業)						
(人件費) 合計	120,000	120,000	60,000	117,600	120,000	536,800
(その他経費)						
会議費(事業)						
旅費交通費(事業)	14,832	27,940	9,740	79,332	41,600	64,750
通信運搬費(事業)						
消耗品費(事業)						360
修繕費(事業)						
資材費(事業)						
水光熱費(事業)						
地代家賃(事業)						
賃借料(事業)						
減価償却費(事業)						
保険料(事業)						
租税公課(事業)						
外注費(事業)	78,000	80,000		383,401	44,000	
支払手数料(事業)						
売上原価(事業)						
雑費(事業)	4,860			1,782	1,188	
その他経費計	97,692	107,940	9,740	464,515	86,788	65,110
合計	217,692	227,940	69,740	582,115	206,788	601,910

(その2)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	間伐材 利用促進	静岡・川根本町 森林整備	ブラジル 水源涵養林作り 支援	環境NGOの 組織基盤強化 助成総括	環境助成 プログラム再編支援	自然体験 基盤整備
(人件費)						
給料手当(事業)		150,000	140,700	450,000	1,464,800	
人材派遣費(事業)						
福利厚生費(事業)						
(人件費) 合計	0	150,000	140,700	450,000	1,464,800	0
(その他経費)						
会議費(事業)						
旅費交通費(事業)	1,395			3,830	796	249,472
通信運搬費(事業)	84	998	990	8,736	964	7,800
消耗品費(事業)	15,000			790		6,295
修繕費(事業)						
資材費(事業)						95,824
水光熱費(事業)						
地代家賃(事業)						
賃借料(事業)						
減価償却費(事業)						
保険料(事業)						
租税公課(事業)						
外注費(事業)	16,500	111,711	889,731	140,000		105,000
支払手数料(事業)						
売上原価(事業)	189,225					
雑費(事業)						22,010
その他経費計	222,204	112,709	890,721	153,356	1,760	486,401
合計	222,204	262,709	1,031,421	603,356	1,466,560	486,401

(その3)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業				
	分散型電源 導入促進	廃炉・ 汚染水対策	産業基盤強化	安全性向上 技術開発	革新的技術 開発支援
(人件費)					
給料手当(事業)	14,999	2,072,167	4,573,052	4,089,347	3,724,144
福利厚生費(事業)	0	112,688	251,443	237,085	188,271
人材派遣費(事業)	0	415,781	6,012,964	5,699,438	3,930,198
(人件費) 合計	14,999	2,600,636	10,837,459	10,025,870	7,842,613
(その他経費)					
会議費(事業)					
旅費交通費(事業)	0	61,249	136,016	151,074	122,967
通信運搬費(事業)	934	18,918	46,141	39,919	29,413
消耗品費(事業)	0	21,224	37,218	34,084	32,300
修繕費(事業)					
資材費(事業)					
水光熱費(事業)	0	29,342	77,040	69,384	51,213
地代家賃(事業)	0	320,862	793,720	701,564	517,614
賃借料(事業)	0	94,812	498,477	521,062	463,005
減価償却費(事業)					
保険料(事業)					
租税公課(事業)	0	400	200	200	200
外注費(事業)	0	25,923	8,127,731	7,278,399	7,082,386
支払手数料(事業)	0	4,805	21,354	16,181	11,082
売上原価(事業)					
雑費(事業)					
その他経費計	934	577,535	9,737,897	8,811,867	8,310,180
合計	15,933	3,178,171	20,575,356	18,837,737	16,152,793

(その4)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
	自伐型林業 参入支援	地域の森林を 守り育てる 生業創出支援	
(人件費)			
給料手当(事業)	1,927,715	1,861,781	21,543,105
福利厚生費(事業)			789,487
人材派遣費(事業)	371,910	280,830	16,711,121
(人件費) 合計	2,299,625	2,142,611	39,043,713
(その他経費)			
会議費(事業)			0
旅費交通費(事業)	55,206	0	1,020,199
通信運搬費(事業)	420	6,414	161,731
消耗品費(事業)	4,897	5,687	157,855
修繕費(事業)			0
資材費(事業)			95,824
水光熱費(事業)			226,979
地代家賃(事業)			2,333,760
賃借料(事業)			1,577,356
減価償却費(事業)			0
保険料(事業)			0
租税公課(事業)			1,000
外注費(事業)	2,443,213	5,419,309	32,225,304
支払手数料(事業)	13,245	12,155	78,822
売上原価(事業)			189,225
雑費(事業)			29,840
その他経費計	2,516,981	5,443,565	38,097,895
合計	4,816,606	7,586,176	77,141,608

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は20,671,068円ですが、そのうち16,011,291円は、下記のように使途が特定されています。

従って、使途が制約されていない正味財産は4,659,777円です。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
ザ・バック(株)による 森づくり寄附金	11,895,470	8,928,398	4,812,577	16,011,291	岩手・西和賀での植樹地メンテナンス、千葉・君津での森林整備、奈良・吉野での森林整備、広島・竹原での植樹地メンテナンス、その他ザ・バックフォレスト活動のための寄付金

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
什器備品	607,990	0	0	607,990	545,987	62,003
(投資その他の資産)						
保証金	600,000	0	0	600,000		600,000
預り基金特定資産	22,740,786	0	17,405,597	5,335,189		5,335,189
合計	23,948,776	0	17,405,597	6,543,179	545,987	5,997,192

令和4年度

決算報告書

第 23 期

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

東京都千代田区神田須田町2-2-5 Cocoro Kanda Bldg. 3F

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金
(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	99,090,616		
未収金	80,814,654		
棚卸資産	601,186		
貯蔵品	1,936		
前払費用	445,280		
立替金	1,984		
仮払金	105,000		
短期貸付金	1,000,000		
流動資産合計		182,060,656	
2. 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	345,619		
	345,619		
(投資その他の資産)			
保証金	600,000		
固定資産合計		945,619	
資産の部合計			183,006,275
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	24,272,350		
預り金	122,270,577		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		146,612,927	
2. 固定負債			
長短期借入金	9,600,000		
固定負債合計		9,600,000	
負債の部合計			156,212,927
III. 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		20,671,068	
当期正味財産増加額		6,122,280	
正味財産の部合計			26,793,348
負債及び正味財産の部合計			183,006,275

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科 目	金 額	
I. 経常収益		
1. 受取会費	100,000	
2. 受取寄附金	12,445,178	
3. 受取補助金等	68,602,188	
4. 事業収益	1,938,365	
5. その他収益	530,935	
経常収益計		83,616,666
II. 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	32,774,054	
人材派遣費	17,076,455	
人件費計	49,850,509	
(2) その他経費		
会議費	28,997	
旅費交通費	4,229,138	
通信運搬費	188,255	
消耗品費	186,411	
修繕費	33,000	
資材費	216,590	
水光熱費	266,362	
地代家賃	2,333,760	
賃借料	1,076,033	
保険料	32,179	
租税公課	603	
外注費	16,237,748	
支払手数料	109,353	
売上原価	4,720	
雑費	86,216	
その他経費計	25,029,365	
事業費計		74,879,874
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	941,208	
福利厚生費	9,089	
人件費計	950,297	
(2) その他経費		
会議費	19,560	
旅費交通費	86,729	
通信運搬費	119,151	
消耗品費	37,067	
地代家賃	360,000	
減価償却費	107,654	
租税公課	10	
外注費	673,857	
支払手数料	19,066	
雑費	171,121	
その他経費計	1,594,215	
管理費計		2,544,512
経常費用計		77,424,386
税引前当期正味財産増減額		6,192,280
法人税、住民税及び事業税		70,000
当期正味財産増減額		6,122,280
前期繰越正味財産額		20,671,068
次期繰越正味財産額		26,793,348

令和4年度 財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科目・摘要	金額	
I. 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
普通預金 三菱東京UFJ銀行(赤坂見附支店)	9,152,461	
普通預金 三井住友銀行(神田支店)	1,628,743	
普通預金 三菱東京UFJ銀行(赤坂見附支店)N連	111	
普通預金 みずほ銀行(経費口)	1,084,725	
普通預金 みずほ銀行(神田駅前支店)	26,057,474	
普通預金 みずほ銀行(22緊急口)	52,103,726	
普通預金 みずほ銀行(通常口)	9,063,376	
未収金		
未収金 助成金、寄附金等	12,462,427	
未収金 補助金	68,352,227	
棚卸資産		
生地原反・結糸商品	601,186	
貯蔵品		
切手、印紙等	1,936	
前払費用		
家賃、共益費、顧問弁護士報酬	445,280	
立替金		
CEPA立替経費	1,984	
仮払金		
スタッフ出張経費仮払い	105,000	
短期貸付金		
グリーン連合へ貸付	1,000,000	
流動資産合計		182,060,656
2. 固定資産		
(有形固定資産)		
什器備品 デスクトップPC等	345,619	
(投資その他の資産)		
保証金 分室保証金	600,000	
固定資産合計		945,619
資産の部合計		183,006,275
II. 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
未払金 立替経費、社会保険料等	1,213,737	
未払金 MRA業務委託料等	15,352,014	
未払金 コンソーシアム団体分立替経費(緊急枠)	3,057,485	
未払金 コンソーシアム団体分立替経費(通常枠)	4,649,114	
預り金		
預り金 源泉所得税	395,820	
預り金 交付金	60,707,655	
預り金 休眠預金助成金(コロナ枠分)	52,103,726	
預り金 休眠預金助成金(通常枠分)	9,063,376	
未払法人税等		
未払法人税等	70,000	
流動負債合計		146,612,927
2. 固定負債		
長期借入金 古瀬理事長より借入	9,600,000	
固定負債合計		9,600,000
負債の部合計		156,212,927
正味財産		26,793,348

財務諸表の注記

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………個別法による原価法により行っています。

貯蔵品……………最終仕入原価法により行っています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

(その1)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	岩手・西和賀町 植樹地メンテナンス	千葉・君津市 森林整備	奈良・吉野町 森林整備	広島・竹原市 植樹地メンテナンス	埼玉・日高市 植樹地整備	新規案件 調査等事業
(人件費)						
給料手当(事業)	119,200	50,400	769,600	750,000	300,000	669,600
(人件費) 合計	119,200	50,400	769,600	750,000	300,000	669,600
(その他経費)						
会議費(事業)	4,000		3,117	1,200		
旅費交通費(事業)	75,862	4,250	299,163	429,482	4,112	80,520
通信運搬費(事業)				50		
消耗品費(事業)			6,768	20,524	2,585	
修繕費(事業)						
資材費(事業)		5,343			49,473	
水光熱費(事業)						
地代家賃(事業)						
賃借料(事業)						
減価償却費(事業)						
保険料(事業)	2,785		12,384	14,286		
租税公課(事業)						
外注費(事業)	64,000	150,000	730,403	681,580	106,700	141,910
支払手数料(事業)						
売上原価(事業)						
雑費(事業)	3,810		32,794	4,187		
その他経費計	150,457	159,593	1,084,629	1,151,309	162,870	222,430
合計	269,657	209,993	1,854,229	1,901,309	462,870	892,030

(その2)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	静岡・川根本町 森林整備	埼玉・秩父郡 森林整備	千葉・富津市 植樹	間伐材利用促進 (結糸)	ブラジル 河岸林保全	自然体験 基盤整備
(人件費)						
給料手当(事業)	120,000	56,000				
(人件費) 合計	120,000	56,000	0	0	0	0
(その他経費)						
会議費(事業)			9,790		10,890	
旅費交通費(事業)	153,816	94,268	9,405			245,440
通信運搬費(事業)	252	140	1,508	168	740	5,140
消耗品費(事業)	8,641	4,506	698			8,635
修繕費(事業)						
資材費(事業)	1,095					160,679
水光熱費(事業)						
地代家賃(事業)						
賃借料(事業)						
減価償却費(事業)						
保険料(事業)	2,724					
租税公課(事業)						
外注費(事業)	213,290	163,600	78,000	35,200		4,950
支払手数料(事業)						
売上原価(事業)				4,720		
雑費(事業)	15,798		2,160	4,720		16,720
その他経費計	395,616	262,514	101,561	44,808	11,630	441,564
合計	515,616	318,514	101,561	44,808	11,630	441,564

(その3)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	環境助成プログラム 支援	原子力産業 基盤強化事業 (R4)	安全性向上 技術開発事業 (R4)	革新的技術 開発支援事業 (R4)	安全性向上 技術開発事業 (R3繰越)	革新的技術 開発支援事業 (R3繰越)
(人件費)						
給料手当(事業)	168,000	7,603,643	5,296,642	4,962,084	293,004	317,546
人材派遣費(事業)		4,579,932	6,696,002	3,966,215	220,550	299,640
(人件費) 合計	168,000	12,183,575	11,992,644	8,928,299	513,554	617,186
(その他経費)						
会議費(事業)						
旅費交通費(事業)	2,859	177,789	181,501	145,146	15,574	12,659
通信運搬費(事業)	370	57,933	49,944	32,982	5,109	5,777
消耗品費(事業)	180	33,321	33,791	28,979	2,340	2,996
修繕費(事業)		11,000	11,000	11,000		
資材費(事業)						
水光熱費(事業)		87,965	86,421	62,258	5,720	7,293
地代家賃(事業)		764,499	733,197	527,256	59,664	75,113
賃借料(事業)		293,942	308,025	241,038	6,344	17,352
減価償却費(事業)						
保険料(事業)						
租税公課(事業)		201	201	201		
外注費(事業)		5,964,887	3,093,979	3,170,587	5,098	6,298
支払手数料(事業)		28,527	18,459	13,086	3,000	2,213
売上原価(事業)						
雑費(事業)	6,027					
その他経費計	9,436	7,420,064	4,516,518	4,232,533	102,849	129,701
合計	177,436	19,603,639	16,509,162	13,160,832	616,403	746,887

(その4)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業				合計
	安全性向上 技術開発事業 (R3補正)	革新的技術 開発支援事業 (R3補正)	自伐型林業 地域実装による 森の就労支援	地域の森林を 守り育てる 生業創出支援	
(人件費)					
給料手当(事業)	516,204	446,845	3,453,520	6,881,766	32,774,054
人材派遣費(事業)	323,290	364,761	356,400	269,665	17,076,455
(人件費) 合計	839,494	811,606	3,809,920	7,151,431	49,850,509
(その他経費)					
会議費(事業)					28,997
旅費交通費(事業)	13,176	10,015	1,346,643	927,458	4,229,138
通信運搬費(事業)	6,768	9,179	12,195		188,255
消耗品費(事業)	12,723	13,264	5,140	1,320	186,411
修繕費(事業)					33,000
資材費(事業)					216,590
水光熱費(事業)	8,106	8,599			266,362
地代家賃(事業)	84,597	89,434			2,333,760
賃借料(事業)	105,166	104,166			1,076,033
保険料(事業)					32,179
租税公課(事業)					603
外注費(事業)	319,165	543,766	674,335	90,000	16,237,748
支払手数料(事業)	9,224	10,324	13,140	11,380	109,353
売上原価(事業)					4,720
雑費(事業)					86,216
その他経費計	558,925	788,747	2,051,453	1,030,158	25,029,365
合計	1,398,419	1,600,353	5,861,373	8,181,589	74,879,874

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は26,793,348円ですが、そのうち15,599,595円は、下記のように使途が特定されています。従って、使途が制約されていない正味財産は11,193,753円です。

(注) 前期決算において期末残高は16,011,803円と報告されているが、計上等に誤りがあり、ザ・バック(株)と協議、合意の上で期首残高を13,760,803円に修正している。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
ザ・バック(株)による 森づくり寄附金	13,760,803	11,143,319	9,304,527	15,599,595	岩手・西和賀での植樹地メンテナンス、千葉・君津での森林整備、奈良・吉野での森林整備、広島・竹原での植樹地メンテナンス、その他ザ・バックフォレスト活動のための寄付金

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
什器備品	607,990	391,270	0	999,260	653,641	345,619
(投資その他の資産)						
保証金	600,000	0	0	600,000		600,000
預り基金特定資産	5,335,189	0	5,335,189	0		0
合計	6,543,179	391,270	5,335,189	1,599,260	653,641	945,619

令和5年度

決算報告書

第24期

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

東京都千代田区神田須田町2-2-5 Cocoro Kanda Bldg. 3F

令和5年度 活動計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 経常収益			
1. 受取会費	100,000		
2. 受取寄附金	15,241,228		
3. 受取補助金等	83,213,778		
4. 事業収益	3,793,526		
5. その他収益	190,320		
経常収益計			102,538,852
II. 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	41,789,116		
人材派遣費	16,046,726		
人件費計	57,835,842		
(2) その他経費			
会議費	36,111		
旅費交通費	5,704,202		
通信運搬費	312,333		
消耗品費	332,960		
資材費	426,028		
水光熱費	299,571		
地代家賃	2,333,760		
賃借料	2,575,960		
保険料	52,268		
租税公課	3		
外注費	18,667,697		
支払手数料	70,956		
雑費	78,465		
その他経費計	30,890,314		
事業費計		88,726,156	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	1,161,962		
福利厚生費	25,345		
人件費計	1,187,307		
(2) その他経費			
会議費	51,640		
交際費	37,368		
旅費交通費	98,318		
通信運搬費	132,124		
消耗品費	265,649		
地代家賃	360,000		
賃借料	22,836		
減価償却費	234,682		
租税公課	918		
外注費	1,660,156		
支払手数料	95,047		
雑費	894,464		
その他経費計	3,853,202		
管理費計		5,040,509	
経常費用計			93,766,665
当期経常増減額			8,772,187
税引前当期正味財産増減額			8,772,187
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			8,702,187
前期繰越正味財産額			26,793,348
次期繰越正味財産額			35,495,535

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金
(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	313,840,195		
未収金	80,263,482		
貯蔵品	2,036		
前払費用	227,480		
短期貸付金	1,000,000		
流動資産合計		395,333,193	
2. 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	407,935		
	407,935		
(投資その他の資産)			
保証金	600,000		
固定資産合計		1,007,935	
資産の部合計			396,341,128
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	21,605,006		
預り金	329,570,587		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		351,245,593	
2. 固定負債			
長期借入金	9,600,000		
固定負債合計		9,600,000	
負債の部合計			360,845,593
III. 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		26,793,348	
当期正味財産増加額		8,702,187	
正味財産の部合計			35,495,535
負債及び正味財産の部合計			396,341,128

令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在

特定非営利活動法人 地球と未来の環境基金

(単位:円)

科目・摘要		金額	
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
普通預金	三菱東京UFJ銀行(赤坂見附支店)	7,061,441	
普通預金	三井住友銀行(神田支店)	3,883,203	
普通預金	三菱東京UFJ銀行(赤坂見附支店)N連	111	
普通預金	みずほ銀行(経費口)	4,817,403	
普通預金	みずほ銀行(神田駅前支店)	264,951,545	
普通預金	みずほ銀行(22緊急口)	17,627,005	
普通預金	みずほ銀行(通常口)	15,499,487	
未収金			
未収金	助成金、寄附金等	26,673,931	
未収金	補助金	53,589,551	
貯蔵品			
	切手、印紙等	2,036	
前払費用			
	家賃、共益費、顧問弁護士報酬	227,480	
短期貸付金			
	グリーン連合へ貸付	1,000,000	
流動資産合計			395,333,193
2. 固定資産			
(有形固定資産)			
什器備品	デスクトップPC等	407,935	
(投資その他の資産)			
保証金	分室保証金	600,000	
固定資産合計			1,007,935
資産の部合計			396,341,128
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
未払金	立替経費、社会保険料等	1,965,733	
未払金	MRA業務委託料等	13,452,083	
未払金	コンソーシアム団体分立替経費(緊急枠)	4,652,001	
未払金	コンソーシアム団体分立替経費(通常枠)	1,535,189	
預り金			
預り金	源泉所得税	466,778	
預り金	交付金	288,104,140	
預り金	休眠預金助成金(コロナ枠分)	20,684,490	
預り金	休眠預金助成金(通常枠分)	20,315,179	
未払法人税等			
		70,000	
流動負債合計			351,245,593
2. 固定負債			
長期借入金	古瀬理事長より借入	9,600,000	
固定負債合計			9,600,000
負債の部合計			360,845,593
正味財産			35,495,535

財務諸表の注記

特定非営利活動法人地球と未来の環境基金

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………個別法による原価法により行っています。

貯蔵品……………最終仕入原価法により行っています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっています。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

(その1)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	岩手県西和賀町 植樹地メンテナンス	千葉県君津市 森林整備	奈良県吉野町 森林整備 (間伐)	奈良県吉野町 森林整備 (PAL7オレスト)	広島県竹原市 植樹地メンテナンス	埼玉・日高市 植樹地整備
(人件費)						
給料手当	70,000	80,000	320,400	260,400	760,400	525,000
人材派遣費						
人件費計	70,000	80,000	320,400	260,400	760,400	525,000
(その他経費)						
会議費	4,000			5,830		
旅費交通費	98,823	3,342	174,629	160,030	404,755	30,152
通信運搬費				84	3,814	370
消耗品費			8,917	9,718	20,500	16,128
資材費						66,484
水光熱費						
地代家賃						
賃借料				111,860	29,430	
保険料			7,212	6,940	13,456	7,080
租税公課						
外注費	70,000	25,000	421,546	132,109	816,120	382,530
支払手数料						
雑費	3,240		3,577	3,250	10,813	3,834
その他経費計	176,063	28,342	615,881	429,821	1,298,888	506,578
合計	246,063	108,342	936,281	690,221	2,059,288	1,031,578

(その2)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	大阪府四条畷市 森林整備	長野県富士見町 植樹	新規案件 調査等	静岡県川根本町 森林整備	埼玉県秩父郡 森林整備	千葉県富津市 植樹
(人件費) 給料手当 人材派遣費 人件費計	420,000	500,400	589,600	231,600	78,000	0
(その他経費) 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 資材費 水光熱費 地代家賃 賃借料 保険料 租税公課 外注費 支払手数料 雑費 その他経費計 合計	69,501 5,063 3,350 350,600 2,472 430,986 850,986	125,901 740 2,193 107,173 454,410 5,548 704,561 1,204,961	23,811 23,811 613,411	172,170 728 6,902 4,492 207,220 14,681 406,193 637,793	46,439 874 60,566 34,158 142,037 220,037	24,091 48,362 294 108,877 279,749 229,110 4,492 446,460 1,141,435 1,141,435

(その3)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					
	ブラジル 河岸林保全	バガスモールド 普及事業	環境助成プログラム 支援	千葉県君津市 自然体験 基盤整備	自伐型林業 地域実装による 森の就労支援	地域の森林を 守り育てる 生業創出支援
(人件費) 給料手当 人材派遣費 人件費計	706,800		694,200		7,915,889 747,120 8,663,009	6,300,505 649,440 6,949,945
(その他経費) 会議費 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 資材費 水光熱費 地代家賃 賃借料 保険料 租税公課 外注費 支払手数料 雑費 その他経費計 合計	2,190 713,513 40,839 1,000,000 1,756,542 2,463,342	2,088 3,040 42,405 47,533 47,533	12,238 2,566 550 15,354 709,554	244,570 7,180 12,509 79,795 10,000 4,050 358,104 358,104	2,439,236 3,710 21,726 581,710 2,668,751 14,950 27,000 5,757,083 14,420,092	386,871 1,102 60,000 5,160 453,133 7,403,078

(その4)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業					合計
	安全性向上 技術開発事業 (R4繰越)	原子力産業 基盤強化事業 (R4繰越)	原子力産業 基盤強化事業 (R5)	安全性向上 技術開発事業 (R5)	革新的技術 開発支援事業 (R5)	
(人件費)						
給料手当	468,163	461,609	10,376,399	6,550,599	4,479,152	41,789,116
人材派遣費	104,555	113,190	6,952,421	4,143,810	3,336,190	16,046,726
人件費計	572,718	574,799	17,328,820	10,694,409	7,815,342	57,835,842
(その他経費)						
会議費						36,111
旅費交通費	18,856	14,915	202,701	195,993	115,306	5,704,202
通信運搬費	7,215	7,236	139,623	54,542	39,250	312,333
消耗品費	17,506	17,448	31,826	26,663	25,560	332,960
資材費						426,028
水光熱費	12,472	12,719	130,341	79,903	64,136	299,571
地代家賃	105,721	105,992	1,003,597	619,401	499,049	2,333,760
賃借料	59,025	59,055	598,314	417,171	319,196	2,575,960
保険料						52,268
租税公課			1	1	1	3
外注費	9,166	9,197	5,766,078	3,056,415	2,705,532	18,667,697
支払手数料	2,922	2,443	12,421	20,414	12,646	70,956
雑費						78,465
その他経費計	232,883	229,005	7,884,902	4,470,503	3,780,676	30,890,314
合計	805,601	803,804	25,213,722	15,164,912	11,596,018	88,726,156

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は35,495,535円ですが、そのうち16,863,272円は、下記のように使途が特定されています。

従って、使途が制約されていない正味財産は18,632,263円です。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
ザ・パック株による 森づくり寄附金	15,599,595	13,507,211	12,243,534	16,863,272	岩手・西和賀での植樹地メンテナンス、千葉・君津での森林整備、奈良・吉野での森林整備、広島・竹原での植樹地メンテナンス、その他ザ・パックフォレスト活動のための寄付金

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
什器備品	999,260	297,000	285,390	1,010,870	602,935	407,935
(投資その他の資産)						
保証金	600,000	0	0	600,000		600,000
合計	1,599,260	297,000	285,390	1,610,870	602,935	1,007,935